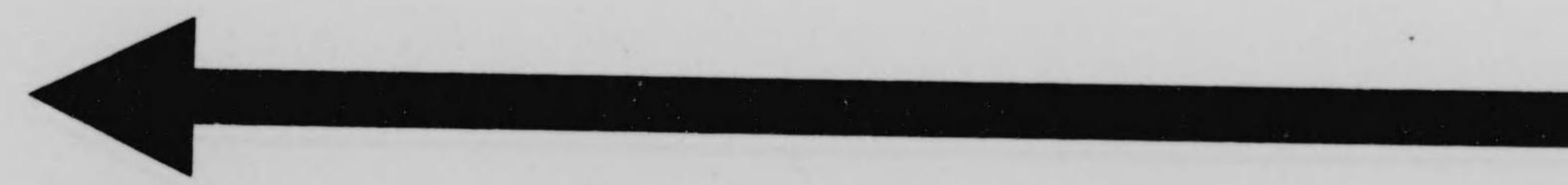


398  
120



始





工上2M-81

398-120



大阪府全志

卷之一

大正  
11. 11. 28  
内交



豐美

豐美

豐美

豐美



復茂

壬戌仲秋  
利茂





## 序

史を按ずるに和銅六年畿内七道に詔して、諸國郡郷山川原野名號の由る所、土地の沃瘠、産物の色目、古老相傳の舊聞異事を録して風土記を撰進せしめ給ふと云ふ。是れ蓋し我國地方誌編纂の權輿にして、今を距る千二百九年の昔にあり。爾來文運日に進み載籍月に増して、學者若しよく博渉して攻究する所あらば、地方の沿革、制度の變遷、亦其梗概を窺ふに足ると雖も、之を一書に纏めて披閱の下直に其詳細を知るに便なる、專著の如きは即稀なり。この點に於て、我國は隣邦支那に學ふべきものあり。支那にありては宋元以來方誌の出版甚多く、降りて



清朝に至り各省通志の勅修せらるゝや、遂に一時の風行をなして、地方官民か或は前出の舊誌を増補重修し、或は新たに資料を蒐輯して府誌縣誌を編刻し、方域の山川、歴代の廢置、教學制度の變遷、寺觀舊蹟の沿革より方俗藝文、名人物産の細に至るまで、之を一部の内に備載して、學者の概覽に便ならしめしもの無慮數千部を下らす。之を我國地方の變遷か多年の歲月を費し、群書を博渉して、漸く其梗概を窺知し得るものに比するに、其便不便の差當に霄壤のみならんや。

井上正雄君嘗て大阪府地方課の職にありて、管内國郡市町村の沿革明かならざるもの多きをなけき、廣く舊記を涉獵し、之を闡明して以て執務の助けに供せんと志せしか、既にして其

容易の業にあらざるを知り、終に大正二年を以て職を辭して専心事に従ひ、拮据十年夜を以て日に繼ぎて大阪府全志を完成し、茲に府教育會並に市當局の賛襄を得て其出版を見るに至れり。本書篇をなすもの三、第一篇に於て管地分合の沿革を明にし、第二篇に於て徳川氏以後に於ける制度の變遷を叙し、第三篇に於て國郡市町村の分合、山川池沼名所舊蹟の由來を説きて凡六千餘頁、蓋し古來稀に見る所の大著にして、其詳悉迥かに支那府縣志の上に出づるものあり。惟ふに將來府行政の局に當らんものは勿論、又一般士人を利益するもの必ず多かるへし。余曩に大阪府知事たりし時、氏の企劃を耳にして其志を壯とせしか、今其出版を見んとして序を請はるゝに當り、



欣慰の情措く能はざるものあり。即取て一言を序して以て氏の成致を祝す。

大正十一年十月

林 市 藏

序

夫れ時間と空間とは、人類知識の根本觀念にして、歴史は其前者を經として、古今の成敗政治の得失を組織するもの、地志は其後者を素として、土地の變遷方俗の異動を彩繪するもの、史志相補ひて社會の進化、人文の發達、始めて明かにし得べく、世の經綸に志あるもの、亦必ず史志に鑒みさるへからず。是に於てか、上古國史編纂の起るや、又風土記の奏進ありて千載の下、猶能く當年文物の盛を想見するを得せしむ。方今我國學術の隆、前古に度越して、歴史の攻究微に入り精を極め、著述繁富、汗牛充棟も甞ならされとも、地方志の編纂は尚ほ多からず、豈昭



二  
代の缺憾にあらずや、嚮に井上正雄君の大阪府地方課に奉職せるや、管内土地沿革の明かならざるもの多きを慨き、之を調査編成して以て執務の便を計らんと欲し、明治四十三年、初めて資料の蒐集に着手せしか、既にして事の容易ならざるを悟り、大正二年其職を辭して、普く官衙の舊記、私人の秘笈、社寺の藏、古老の傳を探りて、之を實地に考へ、勤苦多年、遂に大阪府全志を完成せらる。本書篇を分つもの三、曰く、大阪府管地の分合、曰く、制度の變遷、曰く、國郡市町村志、篇毎に大項細目あり、大項は簡にして要、細目は詳にして悉、披閱の下、細大事迹、瞭然掌に指すか如く、洵に方今學術の缺憾を補ふに足るものといふべし。

惟ふに地方志の記述する所は、國史に比して範圍狭く、其政究一見甚容易なるか如きも、其前人述作の法とすべきものなく、内容の繁瑣多岐にして整理統攝の困難なるは、國史に劣らず。況や、我大阪府は本土の中央に位して、歷朝の帝都に近く、西海を擁して、外國交通の要津に當れるを以て、國史の遞變か此地の隆替に關係せるもの甚多く、其資料の廣汎にして研究の困難なる、遂に他府縣の上にあるをや。然り而して井上君の獨力、よく此困難を排して、斯の大著を完成せられたるは、予の深く畏敬するところ、本書稿成りて、將に印刷に付せられんとするに當り、予適々大阪府に知たるを以て、序を請はる、予私に其當世を裨益して、府政に便あるを喜ひ、其功の没すへからざるを



記して之れか序となす。

大正十一年十月

大阪府知事 池松時和

## 序

地方志の編述は、其の旨最高く其効最廣し。往昔の風土記を以て今日の地方志に比する、兩者其の態に於て素より等しからずと雖も、而かも後人の風土記を重する所以のもの、尚今人か地方志の精細なるを求むるの旨に異ならず。蓋し地方の政教は、其の施策する所を深く地方變遷の事蹟に求むるに於て、始めて其の適實なるを得へければなり。

今當府全志茲に成るを告げられたり。其蒐録する所を見るに、或は本府管地分合の沿革あり、或は制度の變遷あり、或は市町村廢置分合の事歴あり、其の他名勝古蹟の詳述より文學娛樂



の事に至る迄苟くも本府人文上の地志に關するものは、微を  
 穿ち精を窮めて盡さざるなし。浩瀚の書正に本府に於ける空  
 前の大著と稱すへし。而して是れ實に井上正雄君か職を捨て  
 多し、多年心血を注きたる所なるを念ふに至りて、君か熱誠に對  
 し洵に欽頌措く能はざるを覺ゆ。

今や本府政教の施設、時勢と共に益々之を地方發達の基調に  
 順應せしめざるへからざるを覺ゆるの時に方り、本書の成れ  
 る其の効真に量るへからざるものあらん。若し夫れ之を風土  
 記の遺存に鑑みれば、本志の貴重なる所以長へに本府の歴史  
 と共に顯るへし。而して著者井上君の熱誠亦長へに本書と共  
 に其の光華を添ふへし。

余本書の成るを見、一は本府人文の發達の爲めに之を慶する  
 と共に、更に著者か努力の蹟に對し、轉た景仰の情に堪へず。即  
 ち一言を述へて序と爲す。

大正十一年十月

大阪市長 池 上 四 郎



## 大阪府全志の完成を祝して

大阪府全志の印刷成りて巻首に一言を求められた。もはや製本にも着手して居る事だから至急にとの催促だ。折から自分は少々健康を害して床に就いて居るので、さう足許から馬が立つ様な希望に應ずる事が出来ない。取り敢へず自分が自分の小雑誌民族と歴史に掲載すべく認めて置いた學窓日誌があるから、其の一節を抄録して責をふさぐ事にする。

大正十一年十一月五日

井上正雄君十三年苦心の産物たる大阪府全志の出版がいよ



く完成した。大正學界の慶事である。本書の編纂に就いては、自分は嘗て多少相談にあづかつて、注意を與へた事もあり、其の出版に就いても幾らか口を利いた事があつたので、井上君は其の全部の校正が済んだ去る二日に、自分を京都の寓居に訪ねられて、其の完成の喜びを告げられ、校正刷の一覽を求められた。何分菊版六千六百餘頁といふ尨大なものでは、はるばる持つて來て貰ふのも容易ではなく、それに、同君が多年苦心して集められた編纂材料をも見せて貰ひたいので、十一月五日、京大學生大和地方史蹟見學指導の序に、同君を仁右衛門町のお宅に訪問して一と通り拜見する事にした。

井上君のお宅は玉造郵便局裏の、失禮ながら可なり窮屈さう

なお住居だ。玄關からすぐ、井上君が鴨越だから氣をおつけ下さいと注意される程の、真ッ急な階段を上ると、それでも二階には眺望の極めてよい六疊間がある。井上君は此の六疊間に十三年間籠城して、此の六千六百餘頁の大大阪全志を仕上げられたのだ。よく辛抱が續いたものだ。と、今更ながら敬服の辭を繰り返さざるを得ぬ。

井上君が本書の編纂を思ひ立たれたのは、同君が嘗て大阪府地方課在職中に、町村の廢合や、舊領主の關係や、其の他一般地理上の沿革の不明な點が甚だ多く、執務上不便が少くなかつたので、何とかしてそれを調査して、見易いものを作つて置きたいといふのにあつたさうな。そこで、明治四十三年の初か



ら公勢の傍彼れ是れと材料を集めて調べかけて見ると、だん  
ぐ面白くなつて来る。序に彼も明かにして置きたい、是も明  
かにして置きたいと、慾望が次第に殖えて来る。とても官吏生  
活の片手間仕事では出来上りさうもないので、大正二年に斷  
然職を擲つて、爾來専ら此の事のみに没頭して、大正八年迄前  
後十年間を費して、當時見積り約六千頁といふ尨大なものを  
脱稿せられたのださうな。自分が今井大阪府圖書館長の紹介  
で原稿を一覧したのは、此の際の事であつた。

脱稿はしたが、さて其の出版が容易でない、營利を主とする出  
版業者などは無論顧みてもくれぬ。それに就いて自分は、特に  
井上君の熱心に敬服せざるを得ないものがある。古來個人で

大きな著作を成就したものは少くない。併し大抵は其の爲に  
俸給を取つて居るとか、豫め出版業者と約束があつて編纂費  
が出て居るとか、然らば家に恒産があつて生活上後顧の患  
がないとかいふ様な、孰れも極めて幸運な人々である。然るに  
ひとり此の井上君の場合には、此等の中どの條件をも具備  
して居られなかつた。いよゝ完成した上で、それが果して何  
らなるかといふ心當すらもなかつた。たゞ調査上の趣味一點  
張りて、たうゝ是れだけのものを仕上げられたのだ。よくも  
其の辛抱が續いたものだ。と、今更に再び敬服の辭を繰り返さ  
ざるを得ぬ。

實際此の大大阪全志は、井上君が常識を逸したと他から批評



六  
せられるまでに、萬事を放擲してこれにのみ熱中せられた結果の産物なのだ。失禮ながら未だ世間から其の存在をも認められず、身分上何等の背景をも有せられざる無名無産の一處士が、東奔西走其の實地を踏査したり、或は社寺舊家其の他に就いて面倒臭さがられながらに史料を蒐集されたりした苦心は、果してどんなものであつたであらう、其の出来上つた所を見れば、たゞ一枚の統計表の如きでも、不十分な材料を彼方から此方から尋ね出し、間違だらけのものを彼是對照の上訂正整理して、それを仕上げられたまでの莫大な骨折は、到底其の道に經驗のあるものでなければわからぬ所だ。町村の分合や所管の變遷の如き、材料さへあれば何でもない事の様に見

えるものでも、實際それを明にするまでに拂はれた手数がなかく、容易なものでなかつた事は、近く大名領地の沿革を調査した自分にはよく了解が出来る。

併しながら、如何に好きな道だからとて、如何に辛抱が強かつたからとて、井上君もやはり人間である。生きるだけの道は一方に講じて行かなければならなかつた。それに就いて自分は、理解ある夫人の内助を忘れてはならぬ。若し井上君が前のまゝに役人生活を續けて居られたなら、鰻上りに上つたとしても、其の十年の間には相當の地位にも達して居られるであらうし、お役人の奥様で納まつて居られた筈の此の賢夫人が、相變らずの陋巷の生活に満足して、夫君を助けて専心其の事業



に没頭するを得しめた點は實際敬服に値する。井上君の此の  
大事業の完成に就いては、其の一半は實に夫人が其の功を分  
かたねばならぬものかも知れない。夫人の令兄吉松忠敬君は、  
宮崎縣で縣會議長をも勤められた程の人で、自分も嘗て同縣  
下の史蹟調査の際にいろくお世話にもなり、爾來懇親を續  
けて居る間柄の、よく事のわかつたお方である。其の吉松君が  
夫人を通じて、井上君の生活費を支給して居られたのだとい  
ふ。如何に親戚の間柄だとして、それが自分の縣下の地誌をても  
編纂するといふのではなし、よし井上君の熱心と腕前とは十  
分信じて居られたにしても、何時までかゝつて、どんなものが  
出来るのやら、出來た上でそれがどうなるのやら、著者自身に

すらトント見込のついて居らぬ此の大きな仕事に、よくも長  
い間辛抱せられたものだ。是にも深く敬服せざるを得ぬの  
である。夫人内助の功の一半は、更に此の吉松君が分たねばな  
らぬのかも知れぬ。

斯くてともかくも全部の脱稿を見たのが大正八年で、自分が  
それを拜見したのは此の年の事であつた。何分にも十年間寢  
食を忘れての努力の結果として、其の内容が各方面に涉つて  
随分こまかく行き届いたものであることは言ふまでもない。  
無論十年といふ長い研究の間には、府下の地志に關する一事  
一物が、井上君に取つては悉く掌を指すが如く明かになつて  
居られたのだから、舊説の誤を正したり、又新に發見せられ、研



究せられたりした事件の少くないのは敬服に値するが、もともと同君が歴史家出の人でないだけに、失禮ながら自分の目から見れば、まだ古代の沿革などを叙した條には、單に舊説を其のまゝ詳しく祖述したといふのみで、多少素人臭いといふ嫌のある場合が無いではなかつた。それ等に就いてはいよいよ出版になるまでに、多少の修正を加へられる様にと忌憚なき注意を與へた事であつたが、さて是が出来上つたところで、どんな方法で出版が出来てあらうか、同君の苦心はこゝにあつた。併し幸にして著者の熱心は忽ち府市の認むる所となり、府教育會からは五千圓、市からは二千五百圓といふ、本書の編纂に要した費用から見れば、敢て言ふに足らぬ額かも知れ

ぬが、此の場合の府市としては可なり奮發した出版費の補助を支出される事になつて、始めて出版の豫約募集に着手せられる様になつたのである。當時自分が井上君の爲に、出版費の補助を乞ふべく市の關助役に送つた手紙の中に、

(上略)其の原稿を一覽仕り候處、流石に同君の熱心の産物だ  
けありて、府下各町村の沿革は細大漏さず網羅せられ、其の  
研究も比較的よく行届き居り候段、敬服致し居り候事に有  
之候。就中近代の沿革は、同君の最も多く力を用ひられたる  
處に有之様見受けられ候。されば其の特に大阪市に關する  
部の如きは、幸田君編纂の大阪市史に繼ぎて、同書の未だ收  
めざる最近代の部分の缺を補ふの價値は十分有之事と存



じ候。いづれ貴市に於ても、既刊大阪市史に就いては、他日其の續篇として最近代の部を補修せらるべき御計畫有之候事とは存じ候へども、其の完成までのつなぎとして、又其の編纂の際の材料として、本書は最も適當なるものなるべく、又其の完成後に於ても、前後を一貫したる著述として本書は永く其の生命を有するものと存じ候。若し強ひて其の缺點を申し候はば、井上君が史學に於て素人なるだけ、特に古代の事に關しては、多少素人臭き嫌なきにあらずと存じ候へども、世間一般の讀者に對してはそれにては別に不都合といふ程の事にては、又所謂黑人に對しては、同書が種々の材料を蒐集したる事によりて、却つて研究上の好資料

を供するものなるべき次第に有之、要するに本書は、大正初期の産物として、十分出版の價值有之ものと存じ候。(下略)  
と云つて置いた。著者には可なり失禮だつたが、是が當時に於ける自分の詐らざる感想を述べたものであつた。爾來三閱年、熱心な著者は一旦出來上つた草稿に満足せず、普通ならばヤレ〜と重荷を下ろした積りになつて、其のまゝ之を出版者に交附すべき筈の所を、同君は一方豫約募集や印刷校正の事勢に従事しながら、一方是が訂正増補に盡力せられ、爾來三年間の努力を積んで、所謂素人臭いといふ所も少くなつたのみならず、當初の草稿に比して餘程面目を改むる所が多くなつた様だ。豫約募集の際に約六千頁といふ筈であつた本書が、出



來上りには紙數一割以上の増加で、六千六百六十餘頁となつたといふ此の一事をだけ見ても、如何に著者が其の事業に忠實であつたかが判る譯だ。編纂中から、又印刷にかゝつてからも、具さに物質上の苦勞を嘗めつくされた著者は、少しでもより多く本書を完全にしたいといふ熱心の爲に、脱稿後にも尚是だけの勞力と、物質上の犠牲を惜まれなかつたのだ。何といふるはしい態度であらう。同君の此の熱心を以て本書は立派に完成したのだ。同君に取つては、まだ是でも不足の點が多からうし、又他から之を見れば、なほ今一段といふ所も少くはなからうが、ともかく同君としては、十三年間に悉くし得る限りの最善を悉くされたのだ。同君多年の努力、夫人や吉松君の

多年の後援は、こゝに始めて酬いられたといふものだ。是から思へば地位や肩書きに相當の背景を有し、研究上の便宜も多く、生活にもさう困つて居ない自分如きものが、知命を過ぎた今日まで、何等氣の利いたものをも纏め得ずして、碌々死の近づくのを待つて居るといふ事は、何といふ意氣地ない事であらう、恥かしい次第だ。

尚本書の完成したに就いて、自分が更に著者に注文したい事は、本書に類別と五十音順との完全な索引を附ける事だ。索引がなくては不便が少くない。さりとして此の以上著者に向つて、更に勞力と出版費との犠牲を提供せしめる事は忍びない。是は特に豫約者の同意を得て、新に作り上げて貰ひたい。次に本



書の副産物として、同書の内容を類集して、更に訂正増補を加へ、各一貫したものに整理した神社志とか、佛寺志とか、名勝舊蹟志とか、所管沿革志とか、修學旅行の案内志とかいふ類のものもを續々作り上げて貰ひたい。是等は是だけの知識と材料とを有する著者としては、比較的容易に出来るところで、而も此の大部な本書を購求し得ぬ多數の人々にも、容易に手に入れる事が出来、又本書を有する人に取つても利用の機會が多く、著者多年の努力は一層生きて來るといふものだ。(以上)

右は自分の日誌の一節として、自分の心得にまで露骨に其の感想を書いたもので、著者から聞いた編纂の内幕をスツバ抜

いたところなどもあり、著者に對して失禮な事も多く、本書の巻首に附する文としては不似合千萬なものではあるが、今更新にお世辭たつぶりのものを起稿する暇もないので、此のまゝに御免を被る事に致したい。

大正十一年十一月十三日

文學博士 喜田貞吉



### 本書の編纂及び出版の顛末

明治二十九年十二月八日奉職以來、大阪府にありて執務し來れる内、同府の管地は如何なる分合の沿革を経たるものなるか、又其の制度は如何なる變遷を重ねたるものなるか、市町村の廢置分合は如何に行はれたるものかといへる問題は、いつしか浮びて予が腦裏を離れざりしものなると共に、執務上に於ても之を知るの必要な場合に遭遇すること少からざりしを以て、之を一書に纏めたる記録のなきかを尋ねれども、纏めたるものとしては之なきを以て、其の度毎に困難を感じずるを常としければ、其の困難を感じるは、畢竟纏りたる記録のなきに依る。纏りたる記録のなきは、慥に同府に於ける一の缺點なりと思惟せしかば、其の概要を調査して之を補ひ、以て自他執務上の便に供せんとしたるは、是れ本書を編纂するに至りし動機なり。乃ち職務の傍明治四十三年の初より材料の蒐集に着手し、其の材料は外に求めずとも、府廳所藏の材料に依りて充分なるべしと思ひ、府廳の材料を捜査したるに、其の所藏に係れるものは部分的のものに過ぎず。不審



に堪へずして之を先輩に質せば、其の記録は堺縣より引繼を受けたるものと、端建倉橋附近の倉庫に所藏せられありしも、明治十八年に大洪水の浸潤する所となりて廢棄され、其の僅少なながらも今に残れるものは、本廳及び附屬倉庫内にありしものなること分明せり。依て材料は府廳所藏のみにては不足なるを以て、府廳以外に亘りて廣く捜査せざるべからざることとなれり。府廳以外に亘りて廣く捜査するは、實に容易のことにあらずれども、已に着手したる以上は之を中止すべくもあらず、加之、年月の經過と共に、府廳以外のものも漸次散亡すべきを知るに従ひ、益散亡の甚しからざる今の中に、其の材料を集めて之を明にし置くべきことの必要を感じ、且市町村の廢置分合を調査する以上は、寧ろ百歩を進めて、國郡市町村の成立及び舊郷莊名、舊石高、舊領主、反別、人口、山川、池沼、御陵、宮址、古墳、舊墓城址、戰場、神社、寺院、碩學、大德、名士、偉人、相撲、芝居、遊里、名勝、舊蹟、其の他百般の事項を網羅せる國郡市町村志を編成し置くべきことの必要を認めて手を伸ばせしかば、調査の範圍擴張したる爲め、材料蒐集の困難益其の度を加へ、到底短日月の間に、餘暇の以て整理完成し得べくもあらざるを以て、大正二年六月十一日

斷然退職して、専心從事することとせり。

當時予は思へらく、職を退きて専心事に従はんか、自由に行動し得らるべきを以て、材料の蒐集もさ程困難のとにあらざるべしと。しかも實際に於ては、該豫想の全く裏切られたるを知る。いふまでもなく、其の地は五畿内の中にありて、或は帝都の所在となり、帝都の所在たらざるときにありても、大和京、平安京に近接し、大坂及び堺の要津を控えて外國交通の衝に當れるを以て、其の記すべき事項は各方面に亘りて盡くる所を知らず、已に多くの書籍に載せられたるも、其の未だ書籍に載せられざるものによりては、公文公簿及び私人所藏の記録、里傳等に依らざるべからざるを以て、書籍の研究に勉むると共に、公文公簿及び私人所藏の記録、里傳等を捜査しけるに、官衙公署所藏の書類も、已に廢棄せられたるもの多く、私人所藏のものを捜査して之を訪へば、先年までは種々の記録を所藏せられたるも、不用物の取扱を受けて賣却せられたるあり、襖の下張等に使用せられて残れるものなきあり、所藏せられたるものあれば、蠹食する所となりて文字の不明となれるものあり。又其の訪問を受けたる人に依りては、之を五月蠅がりて謝絶



せるを以て、強て頼み日を期して訪へば不在、三たび訪へば病氣、四たび訪へば親戚に故障、曰く何、曰く何、訪問十數回にして漸く目的を達するもあり、遂に目的を達せずして終れるもあり、材料の蒐集容易ならざるのみならず、又其の書籍に見ゆるも所在の不明なるものは、實地を調査して漸く分明せるあり、分明せざるもあり、分明せざるものは、更に調査の途を求めざるべからず、調査困難の一例を擧ぐれば、大阪市に於ける舊群少遊里なり、同群小遊里は彼此に散在して、其の名は書籍又は俗歌等に見え、明治後に禁止せられて廢絶し、其の何れにありて今の何町に當れるか不明なるも、明治後まで存したるものなるを以て、之が調査は容易なるべしと思ひの外、普通の人に之を知れるものなく、好事の故老を尋ねては其の一を知り、又他の故老を尋ねては其の二を知り、古老訪問者となりて、其の全部を知るに數ヶ月を要したるが如し、かくて府廳の書類は勿論、官衙公署を初め神社寺院其の他舊家藏書家を訪ひ、或は管外なる奈良縣に奔り、或は兵庫縣に馳せて得たる材料を整理すれば不充分なるを以て、尙も奔走を繼續する内には、目的以外の新事項を耳にし、其の新事項の調査に歩を轉すれば、又其れより更に他の

新事項を發見するを以て、探查は探查の緒を爲して極まる所を知らず、同じ徑路を幾百回となく繰返せる間に、烏兔勿々數ヶ年を経過すると共に、家計の苦は復た漸く迫り來れり。

元來儉石の儲なかりしと、さ程長引かんとは思はざりしを以て、家計費の供給を義兄なる吉松忠敬氏(日向國南那珂郡福島村)に依頼して奔走し來りけるに、年月の経過するに従ひて物價は騰貴し、費用は嵩むばかりなるに、期限知れず助力を受けざるべからざるとなり、同氏に對して氣の毒に堪へざるのみならず、奔走の旅費にも差支を生じければ、少し許り所藏せる書畫類を賣却し、恩給證書を宛に借金し、以て之が用に供するの已むなき場合となる。しかもそれは瞬時の費用を糊塗せしに過ぎず、外に憑む人としてはあらざるを以て、同氏に助力を繼續依頼せざるを得ず。後日出版完成の日に至るまでの家計費其の他の費用、及び大阪府教育會、大阪市より下付を受けたる補助金以外の不足出版費は、總て同氏の助力に出で、本書の成りしは全く同氏の力なり、かく同氏の助力を憑み、家計は之を妻(ヒサ子忠敬氏の妹)に委せて奔走しけるに、同氏より送金の後れたる場合、又は病氣其の他の事故にて臨時費



を要するとの起りたる場合には、同氏の取引先なる問屋に至りて引出したることもありて、問屋よりは空仕切を同氏に送りたること數回に及びしといふ。同氏に迷惑を掛けたることの大なりしはいはすもがな、其の間に處せる妻は復た人に知れざる深い苦心を重ねたるなり。予は其の發意せることの調査に當れるを以て、目的の材料を得、意外の事項を發見したる場合に於ける愉快のあるに反し、何等の樂みあるなく、長き間に亘りて家計に心を痛め、曾て知らざる不自由に年月を送らしむるの憐れなるを思ひ、幾たびか中絶の念を發せざるにあらざりしも家計のことは己れ自ら兎も角もすべければといへる妻の意氣に力を得て勇を鼓し、依然材料の蒐集に奔走を繼續し、實地を調査し、古書舊記に照して整理し、整理の際には午前八時より午前二時に至るを例となし、以て前後六七年を経過したる結果は、大正八年の頃に至りて第一篇大阪府管地の分合、第二篇大阪府制度の變遷、第三篇國郡市町村志を通じて、不充分ながらも漸く體を爲すに至れると共に、一面世人の認むる所となり、稿本を一覽せられたる先輩諸彦よりは、之が出版の勸誘を受くるに至る。

もと是れ執務上の便に供せんとしたる變則の編纂、淺學不文の作、出版するなどの意あるなく、初志の貫徹を圖りて調査し、ゆくりなくも年月を重ねたるものに過ぎず。世に公にするは予の望む所にあらざりしも、纏りたる記録なき大阪府の缺點を補はんが爲めの意に出でたるものなるを以て、當局者のみならず、一般人士の便益に資する所あるに於ては、先輩の勸誘に應じて出版するも、公益の一端たるを失はざるべしとの感を生じ、漸く出版するに決心したるも、出版するには尙不充分的所あるを以て、之が材料の蒐集を繼續すると共に、漸次出版の用意に取掛れり。しかも紙數は増嵩し、且折柄の物價及び工賃の騰貴に依りて印刷紙代、組版料、印刷料、製本料、其の他の附屬費用多額に上り、到底微力の及ぶ所にあらざるを以て、憂慮に堪へざるものありけるに、本書は大阪府の爲すべき性質のもの、同府に代りて作りたるかの觀あるのみならず、大阪市に關するものは其の内の大部を占むるを以て、府市及び大阪府教育會に對して出版費中に補助を仰ぐべしとの勸めも出でしかば、大阪府大阪府教育會及び大阪市に對して、出版費中に相當補助金の下付を出願したるに、事情は諒察せられて大阪府教育會より



五千圓、大阪市より貳千五百圓の出版補助金下付の指令を與へらる。特に茲に記すべきは、大阪市に補助金下付の出願中、其の願意が若し同市の容るゝ所とならざるときは、予が出版に非常の困難を感すべきを察し、大阪市助役關一氏に書面を寄せて、同補助金の下付を勧められたる喜田貞吉博士の厚意是れなり。かくて大阪府教育會及び大阪市より補助金下付の指令を得たるを以て、大正九年一月出版の届出を爲すと共に、林大阪府知事、池上大阪市長、今井府立圖書館長、村山龍平、本山彦一、永田仁助、山岡順太郎諸氏の應援を得、郡市區長の助力に依り、大阪府は四區役所、郡部は郡役所に依頼し、其の他同情諸氏の厚意に依りて豫約の募集を爲し、約二千の應募部數を得しかば、出版數を二千一百部と定め、大正十年八月より之が印刷に着手し、同年十二月末日までに完成せしむるの豫定なりしも、印刷の進行を理想的に誤算したると、大阪市區改正の經緯に調査すべきもの出で、添附地圖の調製に審査すべきもの起り、其の他種々の故障に妨げられて豫定の進行を見る能はず、延期に延期を重ねて組版の校正を終へ、製本の完成するは大正十一年十一月なり。

しかく出版の用意に取掛りて進行せしめたるも、其の出版の用意に取掛りたる當時にありては、前にも記せしが如く、出版するには不充分の所ありしに依り、材料の蒐集を繼續して東奔西走餘念なく、其の得たる材料にて加除し、整理を遂げたる原稿より印刷に付したるを以て、本書の編纂に没頭したる期間は前後十三年となる。没頭かくの如くにして兎も角初志を貫徹したるも、尙記事の不明に終りたるものあり、今其の一二の例を擧ぐれば、第一篇にありては、明治初年徳川氏舊領の新に御領となりたるものに對する當分取締及び當分預けとなりたる日附、社寺領中に於ける上地年月日、萬石以下の采地中に於ける上地及び沒收せられたるもの、沒收年月日、麾下戸田鑑之丞、細川家々臣長岡帶刀采地の明治元年五月二十四日の公布ありし際に於ける所置、第二篇にありては、凡例に記するが如く、明治十三年七月、同十四年三月の毎町村戸長制の場合に於ける、一町村にて戸長を置きたるものと、例外に依り數町村聯合して戸長を置きたる町村名等の如し、第三篇にありては、其の範圍の廣汎にして記事の多方面に亘れるが爲め、一層多く不明の所あるのみならず、多數村里の中には、記載すべき事項の漏れたる



ものも多かるべし。又各篇を通じて記事の徹底を缺ける所も少からざるべし。其の徹底を缺けるもの、記載漏れとなれるもの、不明に終れるものは、材料の不足に依れるものなるを以て、材料の探搜を繼續せば、記載漏れのものなく、徹底を缺けるものなく、不明に終れるものなきに至るべく、其の材料中第一篇第二篇の記載事項に對しては内務省及び大藏省に請ひ、其の所藏に係れる當時の書類に接するを得ば、其の之に依りて得る所の大なるものあるべきを察せざるにあらざりしを以て、予は之が調査に従ひ、以て所期の目的を完全に達せんことを期したれども、奈何せん本書以上の探査搜尋に身を委ねて數年の年月を經過するは、予が境遇の許す所にあらざりしを以て、之を其の儘に處理し終れるの已むを得ざりしを憾むと共に、不備の點は後賢に依りて精査訂正、以て本書の目的とする所を完備するに至らしめられんことを望む。

顧みて已往を思へば、漠として夢の如く。朝には南に馳せ、夕には北に向ひ、翻々翻々、席暖まるに違あらず。其の馳せ向ひし所は、各公私の人に迷惑を掛け、厄介となりて久しき年月を經過せし間には、大久保府知事去られて林知事となり、同府知

事も去られて今の池松知事となる。變りなきは池上大阪市長のみ、大阪府柴田内務部長も、其の後任たりし同上田内務部長も他に轉せらる。孰れも本書の編纂及び出版に深き同情を寄せられたる因みあるを以て、前大久保知事に題字、前林府知事、池松府知事及び池上大阪市長に序文、同じく同情を寄せられたる喜田博士に執筆を乞ひて、本書の巻首を飾ると共に、其の深情を偲ぶの資とせり。其の他深情の偲ぶべきものは、府下の各方面に亘りて予が編纂及び出版に便宜を與へ、手数を寄せ、助力を加へられたる大方諸彦の厚意是れなり。其の厚意は予が終生忘るゝ能はざる所、今本書の成れるに際し、茲に謹みて感謝の意を表す。

大正十一年十月

井 上 正 雄



## 九 例

- 一、本書は之を三篇に分ち、第一篇を大阪府管地の分合、第二篇を大阪府制度の變遷、第三篇を國郡市町村志と爲し、其の第一篇第二篇を合せて卷の一、第三篇を四冊に分ちて攝津國大阪府を卷の二、同國東成西成三島豐能の四郡を卷の三、河内國を卷の四、和泉國を卷の五とせり。
- 一、第一篇に於ける府縣の廢置分合、及び各領各管地の轉屬等は公文に依り、公文に接せざるものは公書公簿等に依る。
- 一、同篇に於ける明治初年の石高は、府立圖書館所藏の攝河泉舊領主及舊石高調を基礎とし、各町村記録檢地帳等に依りて調査補足せり。
- 一、第二篇に於ける制度は、謂はゆる制度の全般に亘れるものを避け、地區分畫及び之に伴へる職員等に關する一斑の徑路を記せり。
- 一、同篇に於ける制度は公文に依り、公文に接せざるものはの公書公簿に依り、公書公簿にも見えざるもの、即ち明治十三年七月大阪府天第九十四號每町村戸



長制當時に於ける今の攝州三島郡豊能郡及び大阪市街の南北二區、同十四年三月大阪府甲第三十六號和泉三國毎町村戸長制當時に於ける今の河州中河内郡北河内郡泉州泉北郡の一町にて戸長を置きたる町村と、例外に依り數村聯合して戸長を置きたるものゝ中、其の三島郡豊能郡中河内郡北河内郡泉北郡に屬するものは、之が調査を當該郡役所に請ひて記載したるも、大阪市街の南北二區堺區及び和州に於ける分の終に不明に終りしを憾む。

一、第三篇中の大阪府は其の四區内を更に聯合別とし、聯合なきものは大阪城周圍及び築港埋立地に於ける數ヶ町なるを以て、大阪城地及び新地各町と題して其の中に含まれたる各町を記し、堺市は北莊東部同西部南莊東部同西部戎島新地並松町七道に分ちて記す、是れ兩市ともに其の區域廣きを以て分記するの便なるに依る。又郡部町村は初に町村成立の徑路を叙して大字別に之を記せり。其の大字別にせしは、大字は古來の村落にして沿革風習等各方面に涉りて特有の緣由を有するものなるに依る。

一同篇中に於ける國郡市町村の境界變更及び郡市町村の廢置分合改稱等の明

治以後に係るものは公文に依り、公文に接せざるものは公書、公簿に依り、公書、公簿に接せざるものは大阪府地誌和泉國地誌其の他の記録に依る。

一同篇中に收めたる神社は現在數の總てなり。寺院は移轉其の他に不明なるもの僅數を漏せり。社寺共に其の沿革等は社記寺録に依り、社記寺録に接せざるものは大阪府廳神社明細帳寺院明細帳に依る。

一同篇中に於ける舊領主所管者の沿革は、大阪府地誌及び和泉國地誌の記する所を基礎として調査し、以て之を市町村中の舊村毎に記載せり。是れ其の領主所管者は轉換常なきに依り、一括して記載するときは錯雜するの恐れあるに依る。其の領主所管者中には復た其の氏名職名の疑はしきものあるも、之が調査訂正を遂ぐるは容易のことにあらざるを以て、其の儘に記載し置くの已むを得ざりしを憾む。

一同篇中に於ける攝津河内の明治七八九年改正有租地反別同九年一月一日現在人口は大阪府地誌和泉國の明治八年改正有租地反別同九年一月一日現在人口は和泉國地誌市町村制施行當時の反別人口は町村分合調書、大正元年十



二月末日現在反別人口は大阪府統計書大正九年十月一日現在人口は國勢調査局の發表せし所に依る。

一、同篇中前記以外のものは古事記日本書紀續日本紀日本後紀續日本後紀三代代實錄文德實錄舊事記類聚國史扶桑略記大日本史其の他の國史源平盛衰記平家物語前太平記太平記其の他の記傳及び稗史萬葉集古今集以下の歌集句集詩集土佐日記更科日記榮花物語伊勢物語大和物語謠曲院本延喜式新撰姓氏錄和名抄古語拾遺東鑑江源武鑑古風土記逸文攝津志河内志和泉志泉州志堺鑑全堺詳志攝津名所圖會河内名所圖會和泉名所圖會河内鑑大阪府地誌和泉國地誌大阪府誌大阪府史西成郡史其の他の諸書を初め大阪府廳兵庫縣廳大阪市役所堺市役所各郡區役所町村役場神社寺院又は個人の所藏に係れる古文書記録家譜地圖其の他口碑傳説等に依り其の據りし重なるものは各其の記事中に之を挿入したれども其の要なしと認めたるものは之を省けり其の之を省けるは當初公刊するの意なかりしに依る。

一、同篇中に於ける明治以後の管轄及び區畫の變遷は第一篇第二篇に據れるも

のなるを以て若し第一篇第二篇の記する所と符合せざるものあるときは第一篇第二篇の記事を正とす。

一、同篇分畫變遷の記事中に「一村獨立」としたるは一村にて戸長を置きたるもの、又「毎町村制」としたるは毎町村戸長制の略なり。

一、本書の記事は大正八年十二月三十一日迄に止む。但官衙高等官氏名各郡市區長助役氏名大阪市及び郡部の數ヶ村の記事中には其の後に及べるものあり。堺市は大正八年四月一日向井湊の兩町を合併したるも當時已に編纂終了の後なりしと之を合併状態の下に改むるときは關係各部全體の改訂を行はざるべからざることとなりて容易ならざるを以て之を合併以前の狀態其の儘に止む。

一、本書は其の本文の記事を補助するもの、又は其の之を存するの要ありと認めたるものは六號文字を以て附記す、附記文は原書の片假名なるものも總て平假名に一定したり。

一、本書には大阪府管下地圖(二十萬分の一)、大阪市(一萬二千分の一)、堺市(一萬分の一)、東成郡西成郡三島



郡豊能郡泉北郡泉南郡南河内郡中河内郡北河内郡(以上は十萬分の一)地圖計十二枚を添附す。各郡内に劃したる舊郡は、明治二十二年四月一日町村制施行當時の現在に依る。

一、本書は印刷紙の一定を期する爲め、約六千頁の見込を以て別漉となしたるも、爾後原稿に補充する所ありたる結果、本文六千四百六十頁に上り、之に凡例自次の二百六頁を加へて六千六百六十六頁となり、印刷紙の不足を告げたるを以て、似寄の印刷紙を買入れ補充したり。最終の卷に於て印刷紙の一定を缺くものあるは之に依る。

# 大阪府全志卷之一目次

## 總論

### 第一篇 大阪府管地の分合

#### 第一章 大阪府

- 第一節 大阪府の設置……………五
- 第二節 社寺領を支配に收む……………五三
- 第三節 舊兵庫裁判所の管地を收む……………七一
- 第四節 萬石以下の采地を支配に收む……………八〇
- 第五節 一橋・田安の兩家藩屏に列せらる……………一三六
- 第六節 和泉國に於ける管地を堺縣に交付す……………一三二
- 第七節 舊代官小堀數馬・同多羅尾織之助・同木村宗右衛門の支配地を收む……………一三三



第八節 舊京都守護職・同所司代・同大坂城代の三役知及び小田原藩の舊領地を收む 一四七

第九節 司農局の南北分立 一六一

第十節 大和川中央を本府・堺縣の管轄界と定む 一六三

第十一節 攝津・河内兩縣に管地の内を交付す 一六五

第十二節 攝津縣管地の内大阪市街接續地を收む 一六七

第十三節 兵庫縣の管地を收む 一七三

第十四節 舊田安藩の支配地を收む 一八九

第十五節 田安・一橋兩藩管地兵庫縣管轄となる 一九一

第十六節 飯野藩舊支配地兵庫縣管轄となる 一九九

第十七節 高槻藩の預所兵庫縣管轄となる 二〇一

第十八節 藩を廢して縣を置かる 二〇八

第十九節 攝津國七郡を統轄す 二〇九

第二十節 司法事務を大阪裁判所に引渡す 二一九

第二十一節 京都府管地の内を收む 二六一

第二十二節 江の子島新築廳舎に移轉す 二六一

第二十三節 西成・島上・住吉三郡の飛地を堺縣に交付す 二二二

第二十四節 本府豊島郡と兵庫縣川邊郡との間に管地交換 二三四

第二十五節 攝津國能勢郡と丹波國桑田郡との國界定まる 二三五

第二十六節 舊堺縣の管地を收む 二六五

第二十七節 管地の内大和一國を奈良縣に交付す 二六七

(附)大阪府歴代高等官表 二六八

### 第二章 攝津縣

第一節 攝津縣の設置 二九三

第二節 大和川以南の地を堺縣に交付す 三三三

第三節 大阪市街接續地を大阪府に交付す 三三六

第四節 西成郡山口村崇禪寺に移廳す 三三六

第五節 豊崎縣と改稱す 三三八

第六節 藩制を改めて知藩事を置かる 三三八

第七節 廢縣せらる 三三〇



(附) 攝津縣知事……………三三二

### 第三章 河内縣

- 第一節 河内縣の設置……………三三三
- 第二節 若江郡寺内村大信寺に移廳す……………三六〇
- 第三節 藩制を改めて知藩事を置かる……………三六〇
- 第四節 廢縣せらる……………三六二

(附) 河内縣知事……………三六三

### 第四章 堺縣

- 第一節 堺縣の設置……………三六五
- 第二節 舊京都守護職松平肥後守容保の役知を收む……………三七一
- 第三節 關宿藩久世大和守の領地を收む……………三七四
- 第四節 大和川以南に於ける攝津縣の管地を收む……………三七八
- 第五節 藩制を改めて知藩事を置かる……………三八〇

- 第六節 舊河内縣の管地を收む……………三八一
- 第七節 紀州高野山本縣當分管轄となる……………三八四
- 第八節 狭山・一橋・田安三藩の舊支配地を收む……………三九九
- 第九節 五條縣に本縣管地の内を交付す……………四一四
- 第十節 高德藩支配地及び宇都宮藩預所を收む……………四二〇
- 第十一節 熊本藩の支配地を收む……………四二三
- 第十二節 土浦藩の支配地を收む……………四二五
- 第十三節 岸和田・高槻兩藩預所を收む……………四二六
- 第十四節 大和川中央を以て攝・泉國境と定む……………四二九
- 第十五節 藩を廢して縣を置かる……………四三一
- 第十六節 河内・和泉の兩國を統轄す……………四三二
- 第十七節 神明町西本願寺掛所に移廳す……………四三一
- 第十八節 大阪府管地西成・島上・住吉三郡の飛地を收む……………四三六
- 第十九節 奈良縣の管地を收む……………四三八
- 第二十節 司法事務を大阪裁判所に引渡す……………四四三



第二十一節 廢縣せらるる……………五四六  
 (附) 堺縣高等官歴代表……………五四七

### 第二篇 大阪府制度の變遷

#### 第一章 大阪府

第一節 大阪市街地を四大組に分ち町組を定む……………五四九  
 第二節 大阪市街地のいろは組分畫……………五九八  
 第三節 大阪市街地の七十九區分畫……………六二〇  
 第四節 郡部七郡の地區を分ち組村を定む……………六五一  
 第五節 市郡を通じて大小區制定……………六八四  
 第六節 大阪市街の小區更正……………七二四  
 第七節 郡中番組の廢止及び接近郡村番組の改正……………七三八  
 第八節 四區七郡を制置し郡區役所を設けらる……………七五一  
 第九節 郡區町村の分畫……………七六四

第十節 府會及び區町村會の開設……………八〇三  
 第十一節 毎町村戸長制……………八一四  
 第十二節 和・河・泉三國を毎町村戸長制とす……………八三五  
 第十三節 大阪四區の各町を聯合とし、其の他は三十戸未滿を聯合とす……………八五八  
 第十四節 郡及び堺區町名の分合……………八八〇  
 第十五節 戸長役場管理區域の設定……………八九三  
 第十六節 大阪四區及び堺區の戸長役場廢止……………九九八  
 第十七節 市制町村制の施行……………九九九  
 第十八節 郡の廢合及び郡制の施行……………一〇三七  
 第十九節 府縣制の施行……………一〇三八

#### 第二章 攝津縣

第一節 攝津八郡の四十分畫……………一〇八一

#### 第三章 兵庫縣



第一節 攝津四郡の分畫……………八

第四章 堺 縣

第一節 和泉・河内の兩國を五十四區に分畫す……………一〇五九

第二節 堺の各區中を小區に分畫す……………一〇八六

第三節 大小區の制定……………一〇九〇

第四節 和泉・河内・大和三國の區畫更正……………一〇九〇

第五節 一區九郡を制置し郡區役所を設けらる……………一一〇三

第六節 聯合町村制……………一一〇四

第七節 縣會の開會……………一一四七

大阪府全志卷之一目次 (終)

大阪府全志

井 上、正 雄 著



總 論

孝德天皇大化二年春正月甲子、詔して京師を修め、畿内の國司郡司を置き、東は名壑の横河、南は紀伊の兄山、西は赤石の横淵、北は近江の狭々波の合坂山以内を以て畿内の國と爲し給ひしより畿内の稱起れり。畿内は帝國の中樞にして、其の之を五畿内と呼べるは、山城・大和・河内・和泉・攝津の五ヶ國を含めるに依る。五ヶ國の中なる河内・和泉の兩國と、攝津國の大阪市及び東成・西成・三島・豊能の四郡は即ち我が大阪府の管地にして、北は丹波・山城、東は大和、南は紀伊の諸國に界し、其の國界は山城に接する一部を除けるの外は山嶽連亘して之を限り、西北は兵庫縣下川邊郡と犬牙錯綜し、西南は海を抱きて遙に淡路島を望み、中部は坦地平衍遠く連りて畿内の平野を爲し、道路は四通し、幾多の河川は其の間を貫流せり。



緯度は南端和泉國泉南郡多奈川村大字西畑の北緯三十四度十六分四十秒に起りて、北端攝津國豐能郡根根莊村大字天王の同三十五度二分十九秒に終り、經度は東端河内國北河内郡水室村大字穗谷の東經百三十五度四十五分に起りて、西端和泉國泉南郡多奈川村大字小島の同百三十五度七分四十秒に終る。氣温の平均は和泉國及び河内國の平坦部は十五度五より攝津國北部の十一度三の間にあり、其の最も高きは八月にして、月平均は二十七度より二十六度六の間、最も低きは二月にして、月平均は五度より零度の間にあり。風は淀川流域より吹き込める北東風及び瀬戸内海より吹き來れる西風最も多く、和泉地方より大阪に至る沿海地方殊に甚だしく、内部に入るに従ひて漸次減少す。北東風は四季を通じて多く、殊に夜間に多し。西風は夏季にありては稍南に偏して南西風となり、日中に最も多く、冬季には西乃至北西風最も多くして數日間亘れることあり、之を冬季の節季風といふ。雨は攝津北部及び河内東部の山間地方に多くして、攝津・泉の平坦部に少し。雪は北部山間地方に於て十一月末より三月下旬に亘りて尺餘に達することあれば之を大雪とす、平坦部地方は十二月中旬より三月中旬の間に降ることあれども極めて少く、且地上に積るが如きことは稀なり。地震は火山帯に當らざるを以て、偶之れあるも他の波動を受くるの微震に過ぎず。

故に寒暖其の度を得、風雪烈しからず、地震の夢を破るが如きことなく、降雨出水の際は格別なれども、平時にありては河川は溶々、海波は激濤、山は高く聳え長く延びて優容透逸、姿態嫺麗、遠黛

近翠依々として人に親めり。仁德天皇は高津宮、反正天皇は柴籬宮、繼體天皇は樟葉宮、孝德天皇は難波長柄豐碯宮、聖武天皇は難波宮を帝都と爲し、稱德天皇は由義宮を西京と爲し給ひ、離宮行宮は歴代の間各所に置かせられしのみならず、大和京の時代にありて、難波津は帝都に通ずる要衝に當りければ、三韓の朝貢船は此に來泊し、隨唐との交通開くるに及び、使船着泊の埠頭となりて繁榮を極め、後平安京となりて、帝都と海上の連絡神崎川に移りて衰微し、武門の世となり兵馬抗爭の巷と化して往時の俤を失ひたるも、堺津新に發展し、御朱印船の海外渡航するに及び、堺津及び難波津も時に其の發着所となり、本願寺は本山を石山に置き、豊臣秀吉は其の址に大坂城を築きて天下に號令せしかば、難波津は大坂と改まりて復た武門政治の中心となり、徳川氏史に大坂城を以て關西の鎮府と爲しければ、本願寺・豊臣氏以來漸次繁榮に赴きし商業はいよ／＼隆盛を極め、明治維新後は大阪府を此に置かれて、徳川時代に於ける各地頭の領管を統一管治せしめ、地方制度は改善せられ、外國との取引行はるゝに及びて益發展し、以て帝國に於ける商工業の中心を爲せり。

其の地の關係此の如し、故に三韓との交通開けし以來、文物制度は彼れより此の地を経て輸入せられ、彼の土及び秦漢民の移住するもの多く、文學・宗教・美術・工藝發展の端は此に發し、鴻儒・碩德・歌人・俳人其の他驥足を天下に伸べんとするものも、亦此の地に其の足を留めければ、御陵・宮址・古墳・戰場・古社・舊寺其の他名勝舊蹟の史上に顯れ、吟詩詠歌に其の名留むるもの山河の間・



里落の邊に錯落せり。かくて其の管地は壹百拾八方壹分貳厘の面積に過ぎざれども、尙畿内を二分して其の半を占め、其の現在國別に依れる舊石高及び反別・人口等は左に記する所の如し。而して其の地の發展は、國權の伸張に伴ひて益其の速力を加へければ、將來の繁榮は猶今の昔を觀るがごときものあるならん。

區別	舊石高	明治九年改正町制施行時人口	明治九年改正町制施行時人口	大正元年三月一日現在人口	大正九年十月一日現在人口
攝津國 (非四郡)	三〇六、三三〇	三、七、七、七、七	二八、〇五九	四三、〇八六	一、七、三、五、三
河内國	三九三、六五五	三、七、四、〇、一八	三、四、九、三、三	四、五、三、三、〇〇〇	三、七、〇、四
和泉國	二七六、一〇九	一、八、九、九、〇、二五	三、一、二、九	三、八、九、四、四	三、六、一、一〇
計	七五五、一〇九	九、三、七、〇、二〇	七五、五、六、二、〇〇八	一、一、七、八、六、三、三、〇〇〇	二、一、五、五、六、四、八

備考 明治八九年改正有租地反別中、河内國は明治七八年分・和泉國は同八年分・攝津國は同九年分なり。

## 第壹篇 大阪府管地の分合

### 第壹章 大阪府

#### 第一節 大阪府の設置

本府の設置を記せんとするには、先づ其の連接の關係ある徳川氏時代に於ける管地分布の一斑より記せざるべからず。徳川氏は畿内に雄藩を置かざるの政策を採りしかば、大坂城を關西の鎮府と定めて城代・定番を置き、大坂及び堺の兩街を直轄地と爲して町奉行に市政を行はしめ、郡部の地は攝津國(兵庫縣管地と爲す)に高槻・麻田の二藩、河内國に狭山・丹南の二藩、和泉國に岸和田・伯太の二藩を置きて、他は國外に於ける諸藩及び麾下・宮・堂・家・社・寺等に分領せしめ、其の他自己の領地は數人の代官に支配せしむるの外、有司の役知に充つるあり、又他藩に預け所となせるもあり。之が爲め三州の地は多種多様に分管せられ、其の管地は數十村なるものあり、少きは數村なるものあり、又一村を數人に分割したるものあり。從て各領各管は犬牙錯綜せしのみならず、封境の變換、役知の轉屬は頻に行はれて其の末造に至れり。而して其の末造に於ける分布の状態を記すれば、實に左の如きものあり。

徳川氏末に於ける管地の分布



區別

各藩領 (二十七藩)

攝津國高槻藩	永井日向守直諒
攝津國麻田藩	青木民部少輔重義
大和國芝村藩	織田攝津守長易
三河國牛原藩	安部攝津守信發
上總國飯野藩	保科彈正忠正益
下總國古河藩	土井大炊頭利與
相模國小田原藩	大久保加賀守忠禮
美濃國加納藩	永井肥前守尙服
備中國岡田藩	伊東播磨守長壽
山城國淀藩	稻葉美濃守正邦
河內國丹南藩	高木主水正正坦
河內國狹山藩	北條相模守氏恭
備中國淺尾藩	蒔田相模守廣孝
近江國膳所藩	本多主膳正康穰
近江國四上落藩	市場下總守長義

攝津國

河內國

和泉國

六

計

八九、三〇〇・二五四、九	二七、八七九、四〇〇、八	九四、一四七、八九九、四〇	三二、三三七、五五、三
三、七九七、四八〇、〇〇	九、一七九、四八〇、〇〇	九四、一四七、八九九、四〇	三、七九七、四八〇、〇〇
二、一九三、三三〇、〇〇	三、一八六、九一九、八〇	三、一八六、九一九、八〇	二、一九三、三三〇、〇〇
五、〇〇〇、六八八、一〇〇	四八、八二二、〇〇〇	三、三九九、九七、三〇	五、〇〇〇、六八八、一〇〇
四、二七五、二六六、〇〇	二、六四三、六九九、九四	三、三九九、九七、三〇	四、二七五、二六六、〇〇
三、六五五、一九九、〇〇	三、一八六、九一九、八〇	三、三九九、九七、三〇	三、六五五、一九九、〇〇
八、〇〇七、三三三、三〇	三、一八六、九一九、八〇	三、三九九、九七、三〇	八、〇〇七、三三三、三〇
六、四四七、七四〇、三〇	八、八二二、〇〇〇	三、三九九、九七、三〇	六、四四七、七四〇、三〇
三〇三、〇〇〇、〇〇	一、九四五、六三三、三〇	三、三九九、九七、三〇	三〇三、〇〇〇、〇〇
二、一六七、一〇四、〇〇	九、一七九、四八〇、〇〇	三、三九九、九七、三〇	二、一六七、一〇四、〇〇
	八、八二二、〇〇〇	三、三九九、九七、三〇	
	一、〇四〇、〇〇〇、〇〇	三、三九九、九七、三〇	
	七、三六八、五二〇、〇〇	三、三九九、九七、三〇	七、三六八、五二〇、〇〇
	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三、三九九、九七、三〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇

宮及び官上家領 (八家)

伊勢國神戸藩	本多伊豫守忠貫
上野國館林藩	秋元但馬守禮朝
上野國沼田藩	土岐山城守頼知
下總國高德藩	戸田土佐守忠至
常陸國下館藩	石川若狹守總管
大和國郡山藩	柳澤甲斐守保申
大和國小泉藩	片桐主膳正真篤
和泉國伯太藩	渡邊丹後守章綱
和泉國岸和田藩	岡部美濃守長職
近江國三上藩	遠藤但馬守胤城
下總國關宿藩	久世大和守廣業
常陸國土浦藩	土屋采女正學直
關院宮	三、五三、九七〇、〇〇
鳥丸家	一、〇一六、九六六、〇〇
水無瀨家	六、五〇、三九四、〇〇
九條家	六、三三、五〇〇、〇〇

三、五三、九七〇、〇〇	八、二四〇、八七九、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	三、三九九、九七、三〇
一、〇一六、九六六、〇〇	一、〇四〇、〇〇〇、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	三、三九九、九七、三〇
六、五〇、三九四、〇〇	八、二七四、九九、〇〇	六、四九、四三二、六〇	六、五〇、三九四、〇〇
六、三三、五〇〇、〇〇	二、〇四九、三二八、〇〇	六、四九、四三二、六〇	六、三三、五〇〇、〇〇
	五、二四八、三六八、〇〇	五、二四八、三六八、〇〇	五、二四八、三六八、〇〇
	一、〇、四九四、二二八、〇〇	一、〇、四九四、二二八、〇〇	一、〇、四九四、二二八、〇〇
	八、二七四、九九、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	八、二七四、九九、〇〇
	一、〇四〇、〇〇〇、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	一、〇四〇、〇〇〇、〇〇
	一、〇一六、九六六、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	一、〇一六、九六六、〇〇
	六、三三、五〇〇、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	六、三三、五〇〇、〇〇
	六、五〇、三九四、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	六、五〇、三九四、〇〇
	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、九四四、〇七〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇



區

別

攝津國

河内國

和泉國

計

日野家	三十四、二七、一〇		
菊亭家		一、四、七、七〇	
久我家		三〇〇、〇〇〇、〇〇	
施藥院家		五〇〇、〇〇〇、〇〇	
下采地 (七十六人)	二八、五五、六八、九		
小笠原七右衛門	五〇〇、〇〇〇、〇〇		
雨宮權左衛門	七〇〇、〇〇〇、〇〇		
稻富三五郎	三〇〇、〇〇〇、〇〇		
鈴木潤之助	一〇〇、〇〇〇、〇〇		
樋口久左衛門	一、四、一〇〇、〇〇		
本間彈正	五〇〇、〇〇〇、〇〇		
青山主水	一、八、七、五三		
小田切愛之助	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇		
松下鎌太郎	五、五、五二、〇〇		
石川主膳	一、四、〇〇〇、〇〇		
中川飛驒守	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇		
計	二、五八、〇七、四、〇〇		
和泉國		一、〇、四、二、九、〇〇	
河内國		七、五、九、四、九、四、三六	
攝津國		四六、四、九、五、〇三、三六	
計	六三、四、三、〇、二、六五、三六		

深津彌左衛門	三〇〇、〇〇〇、〇〇
深津兼次郎	二〇〇、〇〇〇、〇〇
青木孫太郎	四二、六、六三、六〇
渡邊爲之助	四九、三、六五、三〇
柘植三四郎	五〇、二、七〇、〇〇
長谷川都五郎	一、三、七、六、三三、〇〇
宮崎七郎右衛門	四四、七、三、一〇、〇〇
青木寅之助	一、〇〇、五、六、〇〇、〇〇
板橋與五左衛門	七〇〇、〇〇〇、〇〇
佐藤兵庫	一一〇、〇〇〇、〇〇
森川左近	四〇〇、〇〇〇、〇〇
渡邊鐘次郎	三〇三、八、〇〇、〇〇
青木九十郎	一、四、五、一、四六、〇七、〇〇
蒔田鍛太郎	四七、八、〇〇、〇〇
森宗兵衛	一、五、六、〇、〇〇、〇〇
大島雲八郎	五〇、二、七、三、五、一〇
大島鐵太郎	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇



區別

大島伊豫守  
鈴木庄左衛門  
渡邊幸之助  
渡邊半左衛門  
森左近  
船越主計  
能勢日向守  
能勢金之助  
能勢總右衛門  
今井彦次郎  
鈴木菊次郎  
森檜之助  
竹中萬壽藏  
越智主馬  
仙石松溪  
島山飛驒守

攝津國

河内國

和泉國

計

一、八四三、七九、四〇	一、八四三、七九、四〇	一、八四三、七九、四〇
三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇
一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇
一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇
三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇
五〇、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇
三、〇六、七五、〇〇	三、〇六、七五、〇〇	三、〇六、七五、〇〇
八四六、三三、〇〇	八四六、三三、〇〇	八四六、三三、〇〇
三五、〇〇、〇〇	三五、〇〇、〇〇	三五、〇〇、〇〇
一、二六、〇三、〇〇	一、二六、〇三、〇〇	一、二六、〇三、〇〇
三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇
三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇
一、六三、七〇、〇〇	一、六三、七〇、〇〇	一、六三、七〇、〇〇
八五五、〇〇、〇〇	八五五、〇〇、〇〇	八五五、〇〇、〇〇
一、六六、一九、〇〇	一、六六、一九、〇〇	一、六六、一九、〇〇
四〇、〇三九、〇〇	四〇、〇三九、〇〇	四〇、〇三九、〇〇
一、四〇、五七、四〇	一、四〇、五七、四〇	一、四〇、五七、四〇
四二四、九〇、〇〇	四二四、九〇、〇〇	四二四、九〇、〇〇

船越柳之助  
土岐峯次郎  
永井庄九郎  
竹中鐘五郎  
三好時之助  
石丸時太郎  
石川數馬  
小林田兵衛  
狩野探原  
柘植總之助  
彦坂民之助  
加藤岩太郎  
松平孫太夫  
久貝忠左衛門  
永井左門  
永井吉之助  
永井大之丞

五五五、八六、〇〇	一、五二四、九六、二五	三、〇七〇、八四四、二五
五〇一、三四三、〇〇	五〇一、三四三、〇〇	五〇一、三四三、〇〇
一、八四、八四五、〇〇	一、八四、八四五、〇〇	一、八四、八四五、〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
二、五六九、〇五九、〇〇	二、五六九、〇五九、〇〇	二、五六九、〇五九、〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
五九〇、三三〇、〇〇	五九〇、三三〇、〇〇	五九〇、三三〇、〇〇
一〇〇、三四九、〇〇	一〇〇、三四九、〇〇	一〇〇、三四九、〇〇
五五、七〇〇、〇〇	五五、七〇〇、〇〇	五五、七〇〇、〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
四〇〇、〇〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇
一、三三九、三六、〇〇	一、三三九、三六、〇〇	一、三三九、三六、〇〇
四、四六九、六八七、四五	四、四六九、六八七、四五	四、四六九、六八七、四五
七、〇九、三九八、〇〇	七、〇九、三九八、〇〇	七、〇九、三九八、〇〇
一、〇一三、六六七、〇〇	一、〇一三、六六七、〇〇	一、〇一三、六六七、〇〇
二、〇三〇、七六四、〇〇	二、〇三〇、七六四、〇〇	二、〇三〇、七六四、〇〇



區別

攝津國

河内國

和泉國

計

曾我勝太郎	二,三〇〇,〇〇〇.〇〇			
曾我豐之丞	五〇〇,〇〇〇.〇〇			
小堀數馬	六〇〇,〇〇〇.〇〇			
石川楨之助	三,〇〇〇,〇〇〇.〇〇			
甲斐庄帶刀	二,五〇六,二六六.〇〇			
水野但馬	二,六六二,八〇三.〇〇			
戸田銀之丞	二,〇六五,六五二.〇〇			
片桐銀三郎	一,八二六,九六二.〇〇			
片桐内藏助	七六一,七〇〇.〇〇			
堀田五郎左衛門	五五五,五二六.〇〇			
小出主水	一,〇一〇,〇一〇.〇〇			
岡部鐘八郎	四,三九五,六七三.〇〇			
稻垣藤九郎	二,九五五,九四八.〇〇			
林大 <sub>細川家々臣</sub> 學頭	一九七,四七五.〇〇			
長岡帶刀	一六〇,四四八.〇〇			
神領 (十二社)	三,三七〇.〇〇			
攝津國	二,八四四,四二二.〇〇			
河内國	四,四九九,五五三.〇〇			
和泉國	三,九〇〇,〇〇〇.〇〇			
計	三,六四三,九九五.〇〇			

寺院

領 (三十九寺)

住吉神社	二,三二九,六四四.〇〇			
生國魂神社	三〇〇,三五三.〇〇			
惠比須神社	一八,六四五.〇〇			
離宮八幡社	二,九四,三九二.〇〇			
男山八幡社	六九,三〇〇.〇〇			
譽田八幡社	一五,八〇〇.〇〇			
壺井八幡社	三〇〇,〇〇〇.〇〇			
枚岡神社	八〇,〇〇〇.〇〇			
玉祖神社	五,九五〇.〇〇			
堺天神社	〇,〇〇〇.〇〇			
開口天神社	三三〇,〇〇〇.〇〇			
方違神社	八〇,〇〇〇.〇〇			
院領 (三十九寺)	九〇,〇〇〇.〇〇			
四天王寺	七四七,八五〇.〇〇			
妙國寺	一,四九〇,九二〇.〇〇			
高臺寺	一一〇,〇〇〇.〇〇			
神宮寺	四〇〇,〇〇〇.〇〇			
寺	五〇,〇〇〇.〇〇			
計	二,三二九,六四四.〇〇			







區別	攝津國	河内國	和泉國	計
施福寺	一六、八四〇、八四三、一〇〇		六、〇〇〇、〇〇〇	二二、八四〇、八四三、一〇〇
大威徳寺	八、九四三、〇五五、五〇〇		二、一八〇、〇〇〇	一〇、一二三、〇五五、五〇〇
地所廩米家 (二家)	七、八八六、七七一、六〇〇		三、八四二、九九四、九〇〇	一一、七二八、七六六、五〇〇
一橋大納言茂榮			一八、九八八、五五五、六〇〇	一八、九八八、五五五、六〇〇
田安中納言慶頼			一三、九三三、四九九、三〇〇	一三、九三三、四九九、三〇〇
徳川氏領	二〇八、五七〇、三三三、八〇〇	二六、二九〇、〇五七、七〇〇	三、四三〇、三九四、一〇〇	二三八、二九〇、七八五、六〇〇
大坂城代直管地	大坂城地		四九、三三三、〇〇〇	四九、三三三、〇〇〇
町奉行支配地 (二人)	大坂市街	南郡貝塚		
大坂町奉行	豊島郡岡町	堺市街		
堺町奉行		附洲新田兒		
代官支配地 (五人)				
鈴木町	三、三六七、三五九、六〇〇	一三、四六八、二六五、〇〇〇	一八、〇一七、二六四、〇〇〇	二一、一五二、九八四、九〇〇
内海	四、六〇〇、八〇八、六〇〇	一一、〇七三、九六〇、〇〇〇	二、八三三、五九九、九〇〇	一八、五〇七、三三三、五〇〇
小堀	一、九五五、六七〇、〇〇〇	一六、六四四、九九〇、三〇〇	六、四七九、五六八、五〇〇	一八、九八八、五五五、六〇〇
齋藤	一六、七二二、七六〇、九〇〇	一、五八八、九三三、〇〇〇	六、四四一、五五五、一〇〇	一八、三〇一、六九三、九〇〇
多羅尾織之助		五、三六四、九四四、九〇〇		五、三六四、九四四、九〇〇

有司役知 (三人)	二、六七三、三三三、〇〇〇	六、五七六、八九二、〇〇〇	一〇、五八八、三三四、〇〇〇	一九、七三六、六一七、〇〇〇
大坂城代				
牧野越中守貞明	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇			一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
京都所司代				
松平越中守定敬	一、七三三、三三三、〇〇〇	八、三三三、三三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
京都守備職				
松平肥後守容保				
諸藩預所 (二藩)	二、四九三、六六二、二〇〇	一七、〇六三、五六一、七〇〇	二、二六六、五三一、九〇〇	二一、八二三、七三五、八〇〇
高槻藩				
永井日向守直諒	二、四九三、六六二、二〇〇	三、四三三、〇六二、〇〇〇	二、二六六、五三一、九〇〇	八、一九三、二八七、一〇〇
岸和田藩				
岡部美濃守長職	二、四九三、六六二、二〇〇	三、四三三、〇六二、〇〇〇	二、二六六、五三一、九〇〇	八、一九三、二八七、一〇〇
計	二五、七三三、〇一四、八〇〇	二九三、三三三、〇九九、六五五	一七〇、二九三、三三二、四〇〇	五五〇、三五六、六四五、八五〇

是に依りて見るも、如何に其の錯雑せしかを知るべし。錯雑したる各領各管は、前記の如く封境の變換・役知の轉屬に依りて更に錯雑を極め、久き以前より其の状態を繼續せしが、其の末造に至りて綱紀漸く弛み、世は勤王佐幕の争となり、海内鼎沸して命は革新の期となれるを告ぐ。將軍徳川慶喜は此に見る所ありけん、慶應三年十月十四日政權を朝廷に奉還し、同月二十四日將軍職を辭しぬ。然れども勤王佐幕兩派の反目は益激烈を加へ、物情恟然、殺氣横溢、動もすれば鬪争せんとするの形勢ありければ、之を避けんが爲め、慶喜は十二月十二日の夜京都二條城を退きて、翌十三日大坂城に入れり。



徳川氏の舊領新に天朝の御料となる

しかも朝廷に於ける新政刷新の逕路に關し、其意に満たざるものありけん、再び京都に入らんとし、未だ發せざりしが、偶江戸薩邸襲撃の飛報を得たりしかば、之を機として明治元年正月二日討薩の表を草し、大目附瀧川播磨守具學をして之を懷にし、會津・桑名の兵と共に北上せしめ、慶喜も亦將に繼いで發せんとす。三日の朝前軍進みて伏見鳥羽に至る、事聞す、乃ち慶喜に命じ、大坂にありて後命を待たしめらる。命未だ達せず、前軍益進みしが、薩長兵の沮止撃退する所となり、慶喜は六日の夜城を出で、軍艦開陽に乗り、八日拔錨して海路江戸に去り、幕吏も亦悉く逃亡しければ、大坂市中の狀態は恰も火事場の如く、景象慘憺、無政府暗黒たり。七日徳川慶喜征討の大令は發せられ、越えて九日長州藩兵大坂城に入り、ついで同城焼失。翌十日更に左記の令を布かれて、舊幕府所領地を古の如く總て天朝の御料に復せしめられしかば、徳川氏の舊領は轉じて新政府の支配となりぬ。

徳川慶喜天下の形勢やむことを得ざるを察し、大政返上將軍職辭退奉願候に付、其旨被聞食候處、兼々大政返上と申のみにて土地人民返上の實効も無之候に付、尾越二藩を以て御沙汰之次第も有之候處、其節慶喜に於ては奉畏入候得共、麾下並會桑之者共承服不仕、萬一如何様之事出來候哉も難計候に付、取押之儀精々盡力仕居候旨言上に及び候間、朝廷には慶喜誠に恭順罷在候儀と被思召、是迄の罪は不被爲問、列藩の上座にも可被仰付候哉の處、豈計らんや鎮撫之爲とて大坂城中へ引取候は、元より偽の謀にて、去る三日麾下の者を引連れ、剩へ前に歸國被仰付候會桑等を先鋒として關下を犯し奉る、勢現在彼より兵端を開き候上は、慶喜之謀叛明白に相分り候、尤始終朝廷をあさむ奉り候段、大逆無道其罪のがれがたく、最早朝廷に於て御宥免被遊候道も絶果て、やむことを得させられず御追討被仰出候、一度兵端を開き候上は、速に賊徒誅戮、萬民塗炭の苦みをすくばせられ度

報慮に候間、今般仁和寺宮征討將軍被仰付候に付ては、是迄前後之心得もなく打過、或は二心をいだき、或は賊徒に従居候者たりとも、實に悔悟いたし朝廷御用に相立度存込候者は、寛大之思召にて御取用可被爲在候、且是迄徳川支配いたし候地所を天領と稱し居候は、言語同斷之儀に候、此度往古の如く總て天朝の御料に復し、眞の天領に相成候間左様相心得べく候、尤此時に至り、大義を辨へず賊徒と誅を通じ、或は殘黨をかたくし置候者は、朝敵同様嚴刑に可被處候間、心得違無之様可致候事、

同日征討將軍仁和寺宮薩州藩兵を附屬して着坂、本町四丁目西本願寺掛所を御旅館に充てられ、薩州兵は難波別院を本營とし、長州兵は川崎の建長寺を本營とし、兩藩は市中の取締を爲し、薩州役所の名を以て萬般布令す。同月十五日宇和島少將人民撫育の爲め着坂、同月十八日仁和寺宮姫路に發向、ついで藝州藩兵來るに及び、同月二十一日より薩・長・藝三藩名を以て布令せしが、後岸和田藩兵更に來りて戌兵に加はる(四月に至りて四藩の取締を廢せらる)。同月二十二日初めて大阪鎮臺を置かれ、醍醐大納言忠順を以て參與内國事務掛と爲し、外國事務總督伊達宗城と共に攝・河・泉三州の政務を統理せしめられ、營所を本町四丁目西本願寺掛所に假設し、參與小松帶刀・同後藤象次郎・同木戸準一郎の三名を以て朝政を宣布す。是れ本府に於ける地方官設置の起原にして、同日舊幕府代官内海多次郎(利)を擧げて攝・河・泉鎮撫御用掛を命せられ、翌二十三日に至りて之を受く。時は兵馬倥傯、しかも民治の施設は一日も緩うすべからざるものあり、即ち同人が維新の趣意を遵奉して報効の志願を有し、且其の民治に習熟せるを以て、特に之を擢用せられしものならん。同人の其の職を奉するや、施政の急務六ヶ條を鎮將に京

大阪鎮臺



大阪裁判所

司農局

議す(參謀伊知地正治に)。其一人民安堵就業公布の旨を貫徹せしむる事、其二納税米金は姑く先規に依り之を收むる事、其三争亂の後須く簿書の散佚せしものを蒐集する事、其四犯罪は舊例に依り處分する事、其五元代官屬吏の四散流浪するもの其の能を擇び舊職に復する事、其六従前の役舎(谷町一丁目代官役邸)に於て事務を執る事。之に對して第一より第三に至る三ヶ條は伺之通、第四は輕きは處置し重きは當役所へ送致すべし、第五は人少にして其給祿を多くすべし、第六は鈴木町舊役所中に別局を設くべき旨を指令せらる。越えて二十七日大阪鎮臺を大阪裁判所と改稱し、醍醐大納言忠順吏に總督に任せられ、伊達宗城副となり、翌二月二日營所を内本町橋詰町なる元西町奉行邸に移し、同月二十一日内海多次郎をして攝・河兩國に於ける其の舊支配地を差配せしめらる。依て同人は總督に稟申し、谷町一丁目舊代官役邸に一局を設け、舊代官附屬の胥吏數人を擢用して事務を開始せり。即ち郡村に於ける民政租稅の事務に當れる司農局の初めにして、大阪市街に於ける民政の事務は裁判所直接の取扱、堺の市街は其の兼治する所となる。是に於て地方の施設漸く其の緒に就きしも、同裁判所の支配となりしは舊大坂・堺兩町奉行支配地、同大坂城代直管地及び攝・河兩國に於ける同代官内海多次郎の舊支配地のみにして、其の以外なる舊徳川氏領(地所廣米の一橋・田安兩家領を含む)の新に御料となりたるものに對しては、政府は過渡の處置を採るの已むを得ざるものありしなりけん、攝・河兩國に於ける永井日向守の舊預所、及び和泉國に於ける岡部美濃守の同預所は、從來の通り各其の預所と爲せるの外、攝・河兩國に於ける舊代官小

堀數馬の支配地は同人に、河内國に於ける同代官多羅尾織之助の支配地は同人に、同代官木村宗右衛門の支配地は同人に各當分其の支配を預け、攝津國に於ける舊代官齋藤六藏の支配地・同京都所司代松平越中守定敬の役知・同大坂城代牧野越中守貞明の役知及び一橋大納言茂榮の舊領地・田安中納言慶頼の舊領地は櫻井遠江守(尾ヶ)・九鬼長門守(三)に、河内國に於ける舊代官齋藤六藏の支配地・同京都所司代松平越中守定敬の役知・京都守護職松平肥後守容保の役知は北條相模守(山)に、和泉國に於ける舊代官内海多次郎の支配地・京都守護職松平肥後守容保の役知及び一橋大納言茂榮の舊領地・田安中納言慶頼の舊領地は岡部筑前守(岸和)・渡邊丹後守(太)に、各其の當分取締を命ぜられたりしが(當分取りし日付不詳)、其の當分取締及び當分預けは尚より一時の彌縫策に過ぎざるを以て、同司農局の設けらるゝに及び、和泉國に於ける舊代官内海多次郎の支配地は、同月二十四日岡部筑前守・渡邊丹後守の當分取締を解きて同司農局の支配に屬せしめられ、當分取締又は當分預けともならざりし同國に於ける舊代官小堀數馬の支配地も同月同局の支配となる。依て當時に於ける大阪裁判所の管地は左記の如くにして、其の郡村石高は八萬七千壹百九拾貳石貳斗五升六合六勺八才なり。

舊大坂城代直管の大坂城地

舊大坂町奉行支配の大坂市街地(天保山を包む)、及び豊島郡岡町、和泉國南郡貝塚

舊堺町奉行支配の堺市街地



同堺町奉行支配地 四拾九石參斗貳升參合

和泉國 四拾九石參斗貳升參合

大鳥郡 四拾九石參斗貳升參合

堺地續附洲新田 四拾九石參斗貳升參合

舊代官内海多次郎支配地 八萬六千四百七拾八石參斗六升八合五勺八才

攝津國 六萬參千六百石八斗八合六勺貳才

西成郡 參萬六千六百七拾六石八斗六升五合五勺

西高津村 壹百貳拾九石四斗五升六合

同村の内同村新田 貳百拾八石八斗七升

同村の内同村新田 壹百參拾壹石九斗七升九合

同村の内同村新田 拾壹石參斗貳升九合

安井九兵衛受所 貳拾貳石四斗六升八合

九條村寺島・西九條分共 壹千六百拾參石壹斗七升六合

岩崎新田 拾七石八斗參升八合

市岡新田 壹千參百貳拾七石壹斗八升九合

前田屋新田 無石高

池山新田 參拾八石參斗貳升壹合

木屋新田 拾九石四斗參升四合

湊屋新田 六拾八石八斗壹升五合

田中新田 參百五拾石四斗貳升

石田新田 壹百貳拾貳石貳斗參升九合

南新田 壹百四拾參石六斗六升

春日出新田 四百八拾八石參斗貳升八合

四貫島村 參百八拾石八升五合

西野新田 五拾九石貳斗六升七合

六軒屋新田 參拾六石五斗六升壹合

上福島村 六百八拾五石參斗六升五合

下福島村上組下組 貳百四拾壹石五斗五升參合

野田村 壹千貳百八拾八石五斗貳升八合

濱村 貳百六拾五石八斗貳升八合



吉右衛門肝煎地 貳百貳拾七石參升參合  
 恩貴島新田 壹百九拾壹石八斗六升七合  
 島屋新田 參百五石六斗四升壹合  
 泉尾新田 七百貳拾壹石七斗九升六合  
 三軒家町地子 六拾參石八斗貳升  
 平尾新田 五拾壹石八斗七升九合  
 三軒家村 壹百九拾石九斗四升四合  
 三軒家村新田 貳拾五石七斗貳升參合  
 千島新田 貳百拾壹石壹斗壹升八合  
 上田新田 參石四斗六升八合  
 中口新田 貳拾六石參升  
 今木新田 六拾七石七斗七升參合  
 難波村新田 拾貳石貳斗五升四合  
 難波島地子 貳拾壹石八斗六升七合  
 西側町 拾九石貳斗貳升五合

難波村 壹千四百拾九石八斗參升參合  
 七瀬新地 拾貳石四斗八升五合  
 津守新田 四百八拾壹石壹斗九合  
 今宮村 貳千壹百四拾壹石四斗九升七合  
 南恩加島新田 貳百參拾貳石貳斗九升七合  
 北恩加島新田 九拾貳石四升五合  
 櫻井新田 四拾五石九斗壹合五勺  
 庄左衛門新田 貳拾石貳斗九合  
 岡田新田 七拾五石八斗九升六合  
 小林新田 參拾參石貳斗八升八合  
 福崎新田 同次郎新田  
郡兵衛新田  
共 壹百八拾參石八斗貳合  
 八幡屋新田 壹百七拾六石四斗七升六合  
 池田新田 五拾四石九斗參升九合  
 千歲新田 壹百七拾七石九斗八升五合  
 材木置場 七拾四石五斗貳升四合



中島新田 五百八拾壹石六斗六升七合  
 西島新田 壹百五拾八石四斗四升貳合  
 矢倉新田 壹百四拾四石八斗八升壹合  
 秀野新田 五拾四石貳斗四升八合  
 蒲島新田 貳拾九石參斗九升九合  
 佃村 壹千四百拾貳石六斗五合  
 御幣島村 四百參石四斗九升六合  
 本寺村流作 參石貳斗貳升八合  
 成小路村 七百四拾八石九斗四升  
 成小路新田 拾七石八斗壹升參合  
 塚本村 六百參拾六石八斗貳升  
 十八條村 參百五拾石參斗六升六合  
 西村 五百拾八石七斗參升貳合  
 山口村 四百九拾七石貳斗參升貳合  
 南方村 七百拾壹石參斗七升參合

新家村 四百八石壹斗貳升壹合  
南傳法村 壹百參拾六石壹斗壹升六合  
北傳法村 拾八石九斗七升五合  
 彌左衛門開 拾壹石壹斗壹升五合  
 五左衛門開 壹百拾九石四斗貳升八合  
 申村 貳百四石五斗壹升五合  
 本西島新田 七拾壹石壹升四合  
 南西島新田 七拾壹石九合  
 北西島新田 八拾八石九斗貳升八合  
 百島新田 壹百九拾五石九斗九升七合  
 福村 貳百四拾八石五斗五升七合  
 大野村 七拾貳石七斗八升壹合  
 助太夫開 六百八石九斗四升  
 三番村 壹千貳百五拾壹石六斗八升六合  
 天王寺庄 參百七石四升八合  
 橋寺村



江口村 五百五拾六石四斗貳升四合  
 小松村新田流作 五石八斗參合  
 下新庄村東組 貳百四拾貳石壹斗壹升壹合  
 下新庄村西組 五百石七斗七升九合  
 野里村 壹千壹百九拾參石八斗五升八合  
 葶島村 壹千四百六拾石六斗九升  
 海老江村 壹千參百八拾石六斗壹升六合  
 炭屋新田 貳拾七石貳升七合  
 木津村 貳千六百四拾貳石六斗貳升八合  
 勝間村 壹千四百參石五斗參升參合  
 中在家村 四百貳石九斗八升八合  
 今在家村 貳百六拾壹石五斗五升六合  
 布屋新田 九拾八石五斗壹升貳合  
 常吉新田 四拾六石八斗貳升四合  
 大和田村 壹千七拾六石壹斗六合

東

西洲新田 拾參石九升壹合  
 出來島新田 貳百五拾石七斗九升五合  
 加島村新田 六石六斗壹升九合  
 成郡 壹萬八千壹百五拾五石四斗六升八合七勺壹才  
 玉造村 五拾壹石貳升九合  
 中道村 四百五拾壹石七斗八升四合  
 森村 參百四拾九石九斗參升五合  
 林寺新家村 六拾九石貳斗九升七合  
 田島村 五百參拾七石貳斗壹升參合  
 友淵村 參百拾參石七斗八升四合  
 赤川村 壹千五百八拾八石參斗四升  
 千林村 八百八拾貳石七斗五升八合  
 馬場村 七百五拾五石參升  
 般若寺村 四百參拾石七斗六升壹合  
 關目村 參百八拾九石四斗壹升參合



野江村 參百參石四斗八升八合七勺壹才  
 下辻村 七百參拾參石七斗七升參合  
 新喜多新田 貳百七拾九石參斗四升參合  
 鴨野村 九百八拾石參斗七升四合  
 布屋新田 貳拾八石參斗八升七合  
 大今里村 九百八拾石八斗四升六合  
 猪飼野村 壹千壹百拾八石參斗五升七合  
 木野村 六百拾壹石貳斗六升貳合  
 小橋村 壹百七石貳斗五合  
 本庄村 八百五石四斗四升七合  
 古屋敷地 拾四石七斗五升七合  
 東高津村 貳百四石壹斗七升四合  
 北平野町 貳百五拾四石七斗壹升四合  
 南平野町 壹百九拾五石八斗五升五合  
 天王寺村 五千七百拾八石壹斗四升貳合

住

吉郡 八千七百六拾八石四斗七升四合四勺壹才  
 北島新田キク 受共 壹百貳拾壹石六斗貳升  
 加賀屋新田 參百五石八斗八升四合  
 駒井新田 貳石九斗貳升四合  
 柴谷新田 五拾五石參斗九升貳合  
 村上新田 拾七石八斗九升壹合  
 嬰木新田 拾六石八斗八升六合  
 松原新田 貳拾五石六斗四升五合  
 南田邊村 九百八拾九石八升壹合  
 北田邊村 八百參拾石四斗六升貳合  
 砂子村新田 共 壹百貳拾壹石九斗壹升六合  
 中喜連村 六百七拾六石貳斗五升  
 鷹合村 九百拾貳石四斗七升六合  
 湯谷島村 六拾貳石壹斗四合  
 荻田村 壹百壹石五斗貳升五勺壹才



庭井村 貳百拾貳石六斗七升參合  
 同村流作新田 貳拾四石壹斗四合  
 富田新田 五拾七石貳斗七升壹合  
 濱口村新田 壹石七斗九升貳合  
 彌三次郎新田 四拾石貳升參合  
 庭井新田 壹百七石參斗四升參合  
 東萬屋新田 九石五斗五合  
 淺香山新之助方流作共 五拾七石八斗八升貳合  
 船堂村 五百四石參斗壹合九勺  
 花田新田 六石八斗壹升貳合  
 南島新田 貳拾六石壹斗四升壹合  
 大豆塚村 參百六拾石九斗壹升九合  
 奧村 參百貳拾壹石貳斗七升參合  
 北莊村 貳千七百九拾七石五斗六升壹合  
 西萬屋新田 八斗貳升貳合

河内

丹

國

壹萬壹千七拾參石九斗六升六才

南郡 五千五石八斗七勺六才

多治井村 六百九拾五石壹斗九升  
 高松新田 五拾四石七斗參升  
 關茶屋新田 參拾參石六斗壹升七合  
 西山新田 拾八石壹斗九升八合  
 丈六新田 六石四斗貳升五合  
 北村 七拾石五斗四升四合  
 岩室村 壹百八拾四石貳升五合  
 今熊村 參百九拾七石壹升六合  
 阿彌村 參百八拾八石四斗五升參合  
 河原城村 五百八拾貳石六斗貳升  
 野中村 八百貳拾九石七斗四升  
 伊賀村 四百八拾七石八斗五升五合  
 植生野新田 壹百貳拾石四斗參升六合



丹

平尾村 六百拾七石參斗六升七合七勺六才  
 小平尾村 五百拾九石五斗八升四合  
 北郡 壹千九百四拾七石四斗壹升壹合  
 更池村 貳拾四石八斗九升八合  
 大堀新田 拾四石七斗九升貳合  
 川邊村 六百貳拾六石壹斗參升  
 別所新田 四石四斗六升四合  
 油上村流作 拾壹石貳斗五升  
 萬屋新田 拾壹石七斗壹升  
 川内新田 拾五石壹斗貳升五合  
 芝村 拾壹石壹斗貳升八合  
 高見村 壹百六拾六石四升四合  
 田井城村 四百七拾貳石六斗七升參合  
 三宅村 五百八拾九石壹斗九升七合  
 古市郡 貳千壹百九拾五石壹斗壹升五合參勺

和

泉

譽田村 九百拾四石九斗八升九合  
 古市村 壹千壹百貳拾四石七斗七升五合參勺  
 壺井村 七拾七石貳斗五升六合  
 通法寺村  
 石川新田 七拾八石九升五合  
 川郡 壹千九百貳拾五石六斗參升參合  
 喜志村 壹千八百貳拾六石六斗九升四合  
 富田林村 九拾八石九斗參升九合  
 國 壹萬壹千八百參石五斗九升九合九勺  
 鳥郡 八千四百參拾六石七斗七升六合七勺  
 山本新田 九拾六石六斗九升六合  
 平田新田 六石八斗壹升七合  
 鹽濱新田 八拾壹石參斗貳合  
 若松新田 貳拾石壹斗七升八合  
 中筋村 貳千五百四拾參石貳斗九升八合  
 松屋新田 壹百六拾參石壹斗參升壹合



舊代官小堀數馬支配地

船松村	貳千九百九拾七石五斗四升壹合
湊村	七百六拾石九斗四合
新村	貳百拾七石壹斗六升九合
大鳥村	七百拾七石貳斗貳升八合七勺
野代村	壹百九拾石八斗七升
夕雲開	貳百八拾九石九斗七合
赤畑村	參百五拾壹石七斗參升五合
南郡	參千參百六拾六石八斗貳升參合貳勺
三田村	八百九拾八石壹斗四升八合貳勺
摩湯村	參百九拾九石壹斗七合
稻葉村	六百七拾石八斗貳升五合六勺
中村	四百六拾石六斗八合壹勺
包近村	六百貳拾四石壹斗貳升七合九勺
積川村	參百拾四石六合四勺
舊代官小堀數馬支配地	六百六拾四石五斗六升五合壹勺

和泉國

六百六拾四石五斗六升五合壹勺

和泉郡

六百拾四石五斗六升五合壹勺

三林村	參百五石八斗四升壹合四勺
福瀨村	六拾五石壹斗六升四合七勺
北田中村	貳百五石參升八合
岡村	八拾八石五斗貳升壹合

正月二十二日

醍醐大納言

參與職 大阪鎮臺 攝津守

正月二十二日

内海多次郎

右攝津・河内・和泉三箇國鎮撫方御用掛被仰付候間精々盡力可致候事

右正月二十三日於御本陣下參謀矢島對馬守御書附相渡

立會 參謀使番 稻生左金吾

正月二十七日

醍醐大納言

改大阪鎮臺爲同所裁判所總督

二月二十一日

内海多次郎

第一篇 大阪府管地の分合

第一章

大阪府

第一節



其方儀御一新之御趣意遵奉仕、御奉公致度志願之趣に付、是迄支那地之分如従前差配被仰付候間、左様相心得無私可致精勤候

醍醐大納言

宇和島少將

右於裁判所御直被仰渡之格を以て小松帶刀相渡候事

二月二十四日

岡部筑前守

渡邊丹後守

右和泉國元代官内海多次郎支配地取締之儀、過日兩藩へ被仰付候得共、右之地所大阪裁判所支配地に相成候間、兩藩不及取締候、此段申渡候事

ついで三月一日攝・河・播三國に於ける舊代官齋藤六藏の支配地は、復た兵庫裁判所の支配に屬せしめられたるを以て、其の攝津國にあるものは櫻井遠江守・九鬼長門守、河内國にあるものは北條相模守、播磨國にあるものは脇坂淡路守・森美作守の各當分取締を解かれて同裁判所の支配となる。蓋し政府は漸次其の當分取締及び當分預けを解きて、新設地方廳をして支配せしむるの方針に出でしものなるを知るべし。其の本府に關係ある郡村左の如し。

舊代官齋藤六藏支配地

貳萬壹千參百貳拾九石貳斗參升八合四勺九才

攝津國

壹萬九千七百四拾石參斗六合四勺九才

西成郡

八千五百六拾參石貳斗五升五合

曾根崎村

六百參拾石六斗六升九合

北野村

八百五拾貳石六斗參升七合

川崎村

貳百八拾貳石五斗參合

浦江村

壹千貳拾八石貳斗七升壹合

加島村

壹千貳百參拾八石六斗五升七合

三津屋村

壹千五百貳石九斗九合

今里村

貳百五拾四石貳斗八升五合

小島村

參百壹石八升

川口新家村

壹百六石九斗五合

南濱村

貳百參拾六石九斗七升貳合

下三番村

參百參拾九石八升壹合

大仁村

四百七拾石參斗四升七合

小島古堤新田

拾七石六斗五升六合

國分寺村

壹百拾石八斗六升壹合

北長柄村新田

參石五斗八升

新在家村

貳百九拾七石七斗六升參合



東

野中村 五拾七石九斗五升壹合  
 光立寺村 七拾貳石七斗八升七合  
 小島新田古川新田共 壹百拾八石參斗四升壹合  
 成郡 貳千八百參拾石五斗四升九合貳勺九才  
 木屋新田 參石貳斗八升  
 中野村 參百拾六石九斗八升六合  
 澤上江村 六百六拾六石四斗貳升九合  
 善源寺村 六百七石壹合  
 南島村 貳百六拾五石壹斗貳勺九才  
 今市村 八百四拾四石八斗參升  
 内代村 壹百貳拾六石九斗貳升參合  
 島郡 五千參百拾八石九斗五升六合七勺  
 蔣江村新田 拾參石五斗壹升六合  
 洲到止村流作 八石壹斗參升七合  
 庄本村 壹百七拾四石壹斗五升九合

豐

庄本新家 八拾四石四斗五升八合  
 島庄木村 參拾參石七斗八升七合  
 島田村 壹百六拾壹石壹斗八升貳合  
 今在家村 壹百六拾六石壹斗壹合  
 上津島村 參百貳拾石壹斗貳升七合  
 利倉村 七石九斗四升壹合  
 穗積村 壹千參百拾七石參斗七升  
 服部村 貳石壹斗貳升  
 會根村新田 五斗貳升  
 原田中倉村 參拾四石壹斗五升七合壹勺  
 櫻塚村 壹百七拾五石七斗參升八合  
 櫻塚村新田 六石九斗壹升貳合  
 新免木村 八石八斗參升六合  
 箕輪村 貳拾六石四斗五升六合  
 才田村 參百參石四斗七升九合



野田・小路・内田・芝原・村  
北刀・根山・南刀・根山・村  
上池田村 拾石六斗貳合  
西池田村 參百拾石五斗七升八合  
宇保分 貳百七拾五石四斗六升壹合  
池田村流作 壹百參拾九石四斗六升九合  
木部村 參石五斗六合  
東山村 貳百七拾參石四斗六升九合  
吉田村 五百六石四斗九升五合  
伏尼村 壹百參拾五石九斗五升參合  
上止々呂美村 貳百六拾貳石八升貳合  
澁谷村 貳百貳拾四石貳斗七升壹合  
畑村 五石八斗貳合六勺  
半町村 參石九斗四升  
平尾・西小路・根川・  
牧野・手町・根川・  
西小路・根川・  
村 壹石參升貳合  
四石五升  
四石參斗五升六合

櫻村 拾五石九斗八升壹合  
櫻村新田 參石壹斗貳升六合  
牧落村 壹石七斗六升七合  
野畑村 參拾八石七斗六升七合  
小路村 貳拾壹石參升四合  
内田村 貳拾參石五斗參升六合  
櫻井谷内田村 貳拾六石壹斗六升七合  
柴原村 拾五石八斗九升  
南刀根山村 貳石貳斗參升  
櫻井谷惣作 拾貳石八斗參合  
熊野田村 貳拾壹石參斗貳升五合  
長興寺村 四拾壹石四斗七升五合七勺  
寺内村 拾參石八斗參升參勺  
福井村新田 壹石壹斗六升壹合  
榎坂村 拾四石壹斗七升貳合



川

垂水村 五拾九石六斗貳升九合  
 邊郡 參千貳拾七石五斗四升五合五勺  
 大廣寺村 四拾四石四斗八升參合  
 御願塚村 壹百八拾壹石四斗五升  
 外崎村 貳拾七石參斗六合  
 富田村 六拾七石六斗九升參合  
 椎堂村 參百七拾七石八斗五升參合五勺  
 田中村 貳百貳石六斗八升  
 萬多羅寺村 壹百參拾四石七斗五合  
 法界寺村 貳百五拾七石四升五合  
 潮江村 貳百六拾四石七斗參升  
 善法寺村 壹百八拾四石貳斗四升  
 下倉滿村 壹百七拾六石五斗七升八合  
 上倉滿村 拾壹石九斗參升五合  
 上倉滿村流作 貳石四斗參升六合

河内

中倉滿村 九拾貳石六斗八升貳合  
 中倉滿村流作 四石九斗貳升  
 清水村 貳百八拾五石四斗六合  
 瓦宮村 貳百貳拾五石八斗九升  
 小中島村 貳百五拾九石六斗參升七合六勺  
 小中島分地 壹百七拾五石六斗五升七合四勺  
 森本村流作 貳拾壹石九斗四升  
 猪名寺村流作 四石六斗  
 酒井村流作 貳石參斗六升六合  
 桑津村流作 貳拾壹石參斗壹升貳合  
 國 壹千五百八拾八石九斗參升貳合  
 田郡 壹千五百八拾八石九斗參升貳合  
 守口町 四百參拾石六斗八升八合  
 土居村 四百參拾九石貳斗貳升四合  
 橋波村 四百參拾六石參斗八升四合



東橋波村

貳百八拾貳石六斗參升六合

三月一日

舊幕領元代官齊藤六藏支配地攝・河・播三州中に在分、悉く兵庫縣へ支配すべき旨被仰出

三月

松平遠江守 九鬼長門守

攝津國元代官之内齊藤六藏支配地取締之儀、過日兩藩へ被仰付候得共、右之地所兵庫裁判所支配に相成候間、於兩藩不及取締候、此段申達候事

三月

北條相模守

河内國元代官之内齊藤六藏支配地取締之儀、過日其藩へ被仰付候得共、右之地所兵庫裁判所支配に相成候間、於其藩不及取締候、此段申達候事

三月

脇坂淡路守 森 美作守

播磨國元代官藤六藏支配地取締之儀、過日其藩へ被仰付候得共、右之地所兵庫裁判所支配に相成候間、於兩藩不及取締候、此段申達候事

三月十九日總督醍醐忠順兵庫裁判所總督を兼ね、攝・河・播・泉の四ヶ國は大阪裁判所の支配となり、政府に四月十五日更に醍醐大納言に命じ、其の判事をして四ヶ國の廻村取締を爲さしめらる。蓋し此の四ヶ國は享保七年九月より舊大坂町奉行の支配する所となり來れるの例に依りて、其の區域内

に於ける公事訴訟の裁判を當裁判所支配たらしむると共に、四ヶ國內に於ける藩々の監査を爲さしめられたるものならん。然れども當時已に兵庫裁判所の設置ありければ、特に大阪裁判所のみ之を任せず、四ヶ國內を兩裁判所に分配して地所の支配と一致せしむるの得策なるを認め、同月内海多次郎は大阪裁判所司農局の名の下に於て建言する所ありしが、以後漸次攝津國川邊郡以東に大阪府の管轄に、其の以西は兵庫縣の管轄となるに至りしは、同建言の採用せられしものならんか。同建言の外同月十四日内國局の達あり、共に當時四ヶ國郡村支配の一般を知るに足るものあるを以て、今之を左に掲記すべし。

内國局達

一、攝・播・河・泉四ヶ國其の裁判所管轄地所之儀は、先般被仰付置候最寄藩々當今取締被仰付候に付、右四ヶ國の内舊幕府の臣にて未だ方向不明の分並小給に至る迄の處、右之藩々にて取締向不行届歟にも存候間、今般改て右之向も當分取締被仰付候方と存候、  
一、右四ヶ國內にて元代官齊藤六藏・横田新之丞・内海多次郎等の分は其裁判所支配と存候、小堀數馬・小堀右膳・多羅尾織之助・木村宗右衛門等は是迄之通未だ被居置候儀に付銘々支配可致候と存候、仍て御達振心付之儀別紙に認め御廻し申候、尙御考可然存候、以上

四月十四日

内國局參典

大阪裁判所宛



(別紙)

櫻井遠江守 九鬼長門守

攝津國之内舊幕府の臣にて未方向不明之分並小給に至る迄、凡て其兩藩へ當分取締被仰付候事

但右村々殘穀高附等早々取糺可申達候

一、元代官小堀數馬・小堀右膳・齋藤六藏・内海多次郎支配地の分は取締に不及候

北條相模守

河内國之内舊幕府の臣にて未方向不明之分並小給に至る迄、凡て其藩へ當分取締被仰付候事

但右村々殘穀高附等早々取糺可申達候

一、元代官小堀數馬・小堀右膳・多羅尾織之助・木村宗右衛門・齋藤六藏・内海多次郎舊來支配地の分 取締に不及候

岡部筑前守

渡邊丹後守

和泉國之内舊幕府領元會津役和舊幕府の臣にて未方向不明之分並小給に至る迄、凡て其兩藩へ當分取締被仰付候事

但右村々殘穀高附等早々取糺可申達候

一、元代官小堀數馬・小堀右膳・内海多次郎支配の分は取締に不及候

脇坂淡路守

森 越後守

播磨國之内舊幕府の臣にて未方向不明之分並小給に至る迄、凡て其兩藩へ當分取締被仰付候事

但右村々殘穀高附等早々取糺可申達候

四月十五日

醍醐大納言

攝・河・播・泉四箇國於大阪裁判所可爲管轄地所之儀否、先般被仰付候於寄之藩々當分取締被仰付候、就而は時々裁判所判事廻村取締可有之被仰付候事

但四箇國之歲入租稅悉皆會計局へ納入可有之事

(大阪裁判所より内國事務局へ伺及び指令)

一、本紙當分取締之儀非常之取締且租稅は可致收納儀に可有之と存候、彌其通り心得候て可宜哉

伺之通

一、時々裁判所判事廻村取締何等之儀取調可申哉、藩々取締行届候哉否、正邪踴躍等監察之心得に可有之哉

伺之通

内海多次郎建言

諸國樞要之地に鎮臺被爲置、最寄國分を以て他領入組地頭達之公事訴訟等御取捌相成可然、左無之候ては出訴に付遠路出郡之失費も不少、夫が爲年來冤屈いたし居候も可有之候間、應斷速に御徳化布及候様有御座度奉存候、然處今般攝・河・播・泉於大阪裁判所可爲管轄地所之儀は、先般被仰付候之旨被仰付候上は、四ヶ國前條公事訴訟御取捌勿論に候得共、抑地所支配之差別不立候半では、平素養育之通戸口租稅之調等に不都合之儀可有之、既に取締之心得方藩々區々相聞え、右は追々御訂可相成と奉存候得共、近畿之土地早速御規定其旨被仰出可然奉存候、見込之條々左之通

一、右四ヶ國爲管轄は今般被仰出之通、右之内攝津國東成・西成・住吉・島上・島下・能勢・豐島・川邊都合八郡、和泉・河内兩國一圓全大阪裁判所支配、攝津武庫・有馬・菟原・八部都合四郡、播磨國は兵庫裁判所支配と被仰出可然奉存候、阪地より距離僅の差ひに候得共、便宜に隨ひ候儀に御座候

第一篇 大阪府管地の分合 第一章 大阪府 第一節



但攝・河・泉州元代官内海多次郎支配所は大阪裁判所支配、攝・河・播州同斷齋藤六藏支配所は兵庫裁判所支配に先般被仰出候通にて差支無之、右之内同支配河州の分並攝州川邊郡以東村々其餘泉州に小堀數馬支配所

(案)數馬支配泉州村々最寄にて支配之儀願出候に付、大阪裁判所支配可然段は先日大阪司農掛見込之趣申上候

河州に同人・多羅尾織之助並木村宗右衛門元支配所の分、改て大阪裁判所支配に被仰出可然奉存候

一、元代官横田新之丞支配所攝州村々、兵庫裁判所支配之積前文同斷

一、岡部筑前守預所泉州、永井日向守預所攝・河州村々之儀、是迄之通御預所被仰付候得共、御料之土地一小藩士の取扱は如何可有之、弊習も相聞え候間悉御廢是亦大阪裁判所支配に被仰出可然奉存候

但攝州村々脇坂淡路守御預所之儀も、兵庫裁判所支配の積本文同斷

一、松平肥後元役知河州村々

(案)本文元役知岡部筑前守・渡邊丹後守・北條相模守等へ、年貢殘穀取調被仰付候

一、松平越中同斷攝・河州村々

(案)本文元役知九鬼長門守へ年貢殘穀取調被仰付候、攝州之儀に可有之、河州之分取調不申由

一、牧野越中守同斷攝州村々

(案)本文元役知殘穀調之儀何れへも御沙汰無之

右之分大阪裁判所支配に被仰出可然奉存候

但松平肥後元役知攝州村々之儀、兵庫裁判所支配之積本文同斷

一、一橋・田安領知攝州村々は櫻井遠江守・九鬼長門守に於て、郡譯いたし持場を定め取扱の積伺行濟候由

(案)攝州有馬郡の儀は追而御沙汰可有之積之由

同斷泉州は岡部筑前守・渡邊丹後守へ取扱可被仰付哉、既に御預所の心得を以て取扱候由に候得共、前條同趣意に付更に大阪裁判所支配に被仰出可然奉存候

但兩領知攝州有馬郡之分並攝州村々之儀、兵庫裁判所支配之積本文同斷

一、攝・泉・河州村々萬石以上領分、萬石以下知行之分、方今地頭無之姿にて方向相立不申

(案)但萬石以上領分の儀は御沙汰の品も御座候事歟、悉皆本文之地とは難申上候

尤地頭嚮背に寄り御座置可有之奉存候得共、恭順遵奉之面々は迄之如く領分知行安堵可仕旨被仰出候分除之、其餘一般御料大阪裁判所支配と被仰出

(案)攝州武庫・有馬兩郡以西並播磨國は、兵庫裁判所支配と被仰出候積り

向後も同斷蒙御沙汰候ものに隨て除之可然奉存候

但本文之趣最早御沙汰相成候分姓名裁判所へ御達有之度、向後も其都度々々御達有御座度御事に奉存候

右之趣急速御沙汰有御座度奉存候、兵庫裁判所判事談合此段申上候、以上

戊辰四月

裁判所司農方

閏四月二十一日政體職制を改定し、府藩縣の制を定めらるゝに及び、五月二日大阪裁判所を廢して更に大阪府を置かれ、醍醐大納言忠順又更に府知事に任せらる。即ち現在大阪府名の初めにして、以後復た變更なし。



五月二日

醍醐大納言

是迄之職務被免、大阪府知事被仰付候事

下札 (兵庫縣知事)

本文府知事四ヶ國公事訴訟等は、御關係に有之候哉

大阪府回答

四ヶ國之内堺・兵庫附神戸等公事訴訟等御關係に有之、乍併兵庫・神戸の訴訟其御役場にて御裁判可相成事

五月二日

内海多次郎

攝・河・泉・播四ヶ國郡村支配被免候事

五月七日

岩下佐次右衛門

攝・河・泉・播四ヶ國郡村支配當分兼務被仰付候事

下札 (兵庫縣知事)

本文四ヶ國と申儀は、元代官内海多次郎・齋藤六藏支配場之事哉、左候は、取納向は岩下判事の所務に可有之哉

大阪府回答

御下札之通岩下判事所務に有之候

編者いふ、内海多次郎は大阪・兵庫兩裁判所の司農局、岩下佐次右衛門は大阪府・兵庫裁判所の司農局事務を兼ねて、其の四ヶ國內に於ける管地を支配す、故に四ヶ國郡村支配といへるものならん。

### 第二節 社寺領を支配に收む

同年五月十日の布告を以て、各府藩縣の所部に屬する社家寺院等を最寄府藩縣の支配に屬せしめられ、河内・和泉の兩國及び攝津國川邊郡以東八郡内に於ける社寺領の内、社領參千八百四拾九石六斗四合・寺領四千五百拾四石五斗七升壹合六勺八才、計八千參百六拾四石壹斗七升五合六勺八才の地は本府の支配となる。しかも同布告に依りて收めたる支配は、單に政務に關する民治のみに止まりて、土地及び其の貢租は依然として社寺の有たりしが、明治四年正月五日の布告を以て土地を命せらるゝに及びて、土地及び貢租とも更に府藩縣の管轄に屬せしめらる。但し土地の命あるに先ちて土地の舉に出でしものあるべきも、其の全部は詳ならず。又土地の命を受けて土地せしもの、中に、土地年月の不明なるものあり、何れも其の精査を後實に俟たざるを得ざるを憾む。而して此の社寺領の支配を收めたるが爲め、本府の管地は九萬五千五百拾六石四斗參升貳合參勺六才となる。

社領 參千八百四拾九石六斗四合

生國魂神社領 參百貳石貳斗五升貳合 (明治三年十二月上項)

攝津國 參百貳石貳斗五升貳合

西成郡 參百貳石貳斗五升貳合



難波村 參百貳石貳斗五升貳合

惠比須神社領 拾八石六斗四升五合 (明治三年十二月上地)

攝津國 拾八石六斗四升五合

西成郡 拾八石六斗四升五合

今宮村 拾八石六斗四升五合

住吉神社領 貳千壹百貳拾九石八斗參升四合 (明治四年正月五日上地)

攝津國 貳千壹百貳拾九石八斗參升四合

住吉郡 貳千壹百貳拾九石八斗參升四合

住吉村 壹百七拾四石貳斗參升四合

青蓮寺村 壹百七拾四石六斗參升壹合

澤口村 參百八拾壹石九斗五升七合

坂之井村 壹百拾六石四升八合

新町村 貳拾五石貳斗七合五勺

大領村 四拾石貳升參合

鳥居村 參石七斗七合

濱口村 貳百貳拾九石七斗五升九合參勺壹才

南濱口村 四拾七石四斗貳升七合

殿辻村 貳百貳拾貳石九斗八升五合五勺壹才

千体村 壹百四拾參石五斗八升六合

島村 貳百八拾壹石五斗壹升

安立町 七拾壹石六斗五合八勺八才

遠里小野村 壹百四拾壹石參斗四升六合八勺

七道領 七拾五石八斗六合

男山八幡社領 貳百貳拾貳石壹斗貳升參合 (明治四年正月上地)

攝津國 六拾九石參斗貳升

島上郡 六拾九石參斗貳升

磯島村 六拾九石參斗貳升

河内國 壹百五拾貳石八斗參合

交野郡 壹百五拾貳石八斗參合

星田村 壹百貳拾石七斗八升參合



渚 村 參石六斗八升  
 寺 村 貳拾八石參斗四升  
 多田神社領 五百石  
 攝津國 五百石  
 川邊郡 五百石  
 東多田村 壹百五石六斗參升壹合  
 新田村 壹百拾六石七斗六升四合  
 多田院村 貳百七拾七石六斗五合  
 壺井八幡社領 八拾石 (明治四年正月上地)  
 河內國 八拾石  
 古市郡 八拾石  
 壺井村 八拾石  
 玉祖神社領 八斗 (明治四年正月上地)  
 河內國 八斗  
 高安郡 八斗

神立村 八斗  
 枚岡神社領 五石九斗五升 (明治四年正月上地)  
 河內國 五石九斗五升  
 河內郡 五石九斗五升  
 豐浦村 五石九斗五升  
 譽田八幡社領 貳百石 (明治四年正月上地)  
 河內國 貳百石  
 志紀郡 貳百石  
 古室村 貳百石  
 菅原神社領 貳百貳拾石 (明治四年正月上地)  
 和泉國 貳百貳拾石  
 大鳥郡 貳百貳拾石  
 踞尾村 貳百貳拾石  
 方違神社領 九拾石 (明治四年正月五日上地)  
 和泉國 九拾石



大鳥郡 九拾石

踞尾村 九拾石

開口神社領 八拾石 (明治四年正月上地)

和泉國 八拾石

大鳥郡 八拾石

踞尾村 八拾石

寺領 四千五百拾四石五斗七升壹合六勺八才

四天王寺領 壹千四百九拾石九斗壹升 (明治三年十二月上地)

攝津國 壹千四百九拾石九斗壹升

東成郡 壹千四百九拾石九斗壹升

天王寺村 壹千四百九拾石九斗壹升

妙國寺領 壹百貳拾石

攝津國 壹百貳拾石

住吉郡 壹百貳拾石

桑津村 壹百貳拾石

高臺寺領 四百石

攝津國 四百石

住吉郡 四百石

湯谷島村 四百石

神宮寺領 五拾石

攝津國 五拾石

島上郡 五拾石

東大寺村 五拾石

金龍寺領 參拾四石參斗參升

攝津國 參拾四石參斗參升

島上郡 參拾四石參斗參升

成合村 參拾四石參斗參升

普門寺領 壹百九拾四石貳斗八升壹合

攝津國 壹百九拾四石貳斗八升壹合

島上郡 壹百九拾四石貳斗八升壹合



富田村 壹百九拾四石貳斗八升壹合

總持寺領 貳拾五石參斗

攝津國 貳拾五石參斗

島下郡 貳拾五石參斗

總持寺村 貳拾五石參升

通法寺領 貳百石 (明治四年正月上地)

河内國 貳百石

古市郡 貳百石

通法寺村 九拾參石貳斗參升四合九勺

壺井村 壹百六石七斗六升五合壹勺

剛琳寺領 五石 (明治四年正月上地)

河内國 五石

河内郡 五石

豐浦村 五石

泉涌寺領 參百九石參斗五升九合八才 (明治四年正月上地)

河内國 參百九石參斗五升九合八才

讚良郡 參百九石參斗五升九合八才

深野新田 參百九石參斗五升九合八才

養源院領 參百石 (明治四年正月上地)

河内國 參百石

茨田郡 參百石

東橋波村 參百石

常光寺領 拾七石貳斗四升五合 (明治四年正月上地)

河内國 拾七石貳斗四升五合

若江郡 拾七石貳斗四升五合

八尾村 拾七石貳斗四升五合

眞觀寺領 拾九石八斗 (明治四年正月上地)

河内國 拾九石八斗

澁川郡 拾九石八斗

龜井村 拾九石八斗



道明寺領 壹百九拾七石九斗貳升壹合六勺 (明治四年正月上地)

河内國 壹百九拾七石九斗貳升壹合六勺

志紀郡 壹百九拾七石九斗貳升壹合六勺

道明寺村 壹百九拾七石九斗貳升壹合六勺

叡福寺領 七拾石五斗七升

河内國 七拾石五斗七升

石川郡 七拾石五斗七升

太子村 六拾壹石貳升貳合

春日村 九石五斗四升八合

金剛寺領 參百七石

河内國 參百七石

錦部郡 參百七石

天野山 參百七石

觀心寺領 貳拾五石五合 (明治四年正月上地)

河内國 貳拾五石五合

錦部郡 貳拾五石五合

觀心寺村 貳拾五石五合

堺本願寺掛所領 貳百八拾壹石四斗七升 (明治四年正月上地)

和泉國 貳百八拾壹石四斗七升

大鳥郡 貳百八拾壹石四斗七升

踞尾村 貳百八拾壹石四斗七升

南宗寺領 壹百拾石 (明治四年正月上地)

和泉國 壹百拾石

大鳥郡 壹百拾石

踞尾村 壹百拾石

禪通寺領 六拾石 (明治四年正月上地)

和泉國 六拾石

大鳥郡 六拾石

踞尾村 六拾石

北十萬領 五拾石 (明治四年正月上地)



和泉國 五拾石  
 大鳥郡 五拾石  
 踞尾村 五拾石  
 旭蓮社領 四拾石 (明治四年正月上地)  
 和泉國 四拾石  
 大鳥郡 四拾石  
 踞尾村 四拾石  
 海會寺領 參拾石 (明治四年正月上地)  
 和泉國 參拾石  
 大鳥郡 參拾石  
 踞尾村 參拾石  
 大安寺領 貳拾九石五斗 (明治四年正月上地)  
 和泉國 貳拾九石五斗  
 大鳥郡 貳拾九石五斗  
 踞尾村 貳拾九石五斗

顯本寺領 貳拾七石 (明治四年正月上地)  
 和泉國 貳拾七石  
 大鳥郡 貳拾七石  
 踞尾村 貳拾七石  
 經王寺領 貳拾六石 (明治四年正月上地)  
 和泉國 貳拾六石  
 大鳥郡 貳拾六石  
 踞尾村 貳拾六石  
 極樂寺領 貳拾石 (明治四年正月上地)  
 和泉國 貳拾石  
 大鳥郡 貳拾石  
 踞尾村 貳拾石  
 金光寺領 拾九石  
 和泉國 拾九石  
 大鳥郡 拾九石

第一篇 大阪府管地の分合 第一章 大阪府 第二節



- 踞尾村 拾九石
- 光明院領 拾八石 (明治四年正月土地)
- 和泉國 拾八石
- 大鳥郡 拾八石
- 踞尾村 拾八石
- 引接寺領 拾石參斗 (明治四年正月土地)
- 和泉國 拾石參斗
- 大鳥郡 拾石參升
- 踞尾村 拾石參升
- 櫛笥寺領 壹石壹斗 (明治四年正月土地)
- 和泉國 壹石壹斗
- 大鳥郡 壹石壹斗
- 踞尾村 壹石壹斗
- 松尾寺領 拾七石參斗 (明治四年正月土地)
- 和泉國 拾七石參斗

- 和泉郡 拾七石參斗
  - 松尾寺村 拾七石參斗
  - 大威徳寺領 貳石壹斗八升 (明治四年正月土地)
  - 和泉國 貳石壹斗八升
  - 和泉郡 貳石壹斗八升
  - 牛瀧山 貳石壹斗八升
  - 施福寺領 六石 (明治四年正月土地)
  - 和泉國 六石
  - 和泉郡 六石
  - 横尾山 六石
- 以上本府支配となりたるもの、外、社領貳百九拾四石參斗九升壹合・寺領壹百六拾六石九斗貳升五合、計四百六拾壹石參斗貳升六合は、左記の如く京都府及び加納藩・高槻藩の支配となる。
- 京都府の支配に屬せしもの
- 離宮八幡社領 貳百九拾四石參斗九升壹合
  - 攝津國 貳百九拾四石參斗九升壹合



島上郡 貳百九拾四石參斗九升壹合  
山崎村 貳百九拾四石參斗九升壹合  
加納藩の支配に屬せしもの (壹百五拾九石九斗貳升五合)

淨國寺領 四石貳斗

攝津國 四石貳斗

島上郡 四石貳斗

原村 四石貳斗

妙心寺領 四拾參石

攝津國 四拾參石

島上郡 四拾參石

原村 四拾參石

神峯山寺領 拾六石五斗壹合

攝津國 拾六石五斗壹合

島上郡 拾六石五斗壹合

原村 拾六石五斗壹合

龍安寺領 九拾六石貳斗貳升四合

攝津國 九拾六石貳斗貳升四合

島上郡 九拾六石貳斗貳升四合

原村 九拾六石貳斗貳升四合

高槻藩の支配に屬せしもの

勝尾寺領 七石

攝津國 七石

島下郡 七石

栗生村 七石

明治元年五月十日行政官布告

一、府藩縣各印鑑を製すべき事

但某府印某藩印某藩印と刻すべし

一、各府各藩各縣の所部に屬する社家寺院等、以來其向にて可爲支配事

但府藩縣にて難決事件は、其支所より印鑑を遣し、辨事傳達所へ可爲差出事

伊勢兩宮並大社・勅祭神社の外は、以後神祇官にて直に社家の支配不致候事

右之通被仰出候事

第一篇 大阪府管地の分合 第一章 大阪府 第二節



明治二年正月九日行政官布告

各藩領内に有之社寺・勅祭之神社・勅願之寺院共、總て人民支配之儀は左之通可相心得事

一、制札は其の藩より揭示之事

一、村々役人進退兵總て其の藩にて可取計事

一、宗門人別帳は村々より直に其の藩へ可差出事

一、年貢之儀は年々其の藩に於て取極可相違事

一、村々へ夫役用金等地頭より勝手に申付間敷事

右之外政務に關係致候儀は、悉皆藩に於て指揮可致、全府藩縣同一治之御趣意奉體認、彼我之別無之可取扱旨御沙汰候事

明治四年正月五日太政官布告

諸國社寺由緒の有無に不拘、朱印地除地等從前之通被下置候處、各藩版籍奉還之末社寺のみ土地人民私有の姿に相成、不當之事に付、今度社寺領現在の境内を除の外、一般上知被仰付、追て相當祿制被相定、更に廩米を以て可下賜事

但當午年收納は從前之通被下候事

一、領地之外に舊政府並舊領主等より米金寄附の分、依舊慣當午年迄被下候向も有之候處、來未年より被止候事

但家祿の内を以て寄附致候儀は別段之事

一、上知の田畑百姓持地に無之、社寺にて直作或は小作に預け有之分、年貢諸役百姓並相勤に於ては、從前の通り社寺にて取持致し不苦候事

但地所に關係之事務は村役人差圖可致事

右之通被仰出候條、府藩縣に於て管内之社寺へ可相違事

明治四年正月五日太政官達

今度社寺領一般上知の儀別紙之通被仰出候に付、是迄支配致候府藩縣へ土地更に管轄被仰付候事

但高帳は追て可相渡事

一、祿制改革に付ては、元有祿の社寺にて是迄召仕候譜代の家來共、三代以上元給祿高、二代以下の勤年數二十ヶ年以上、五ヶ年以上、譜代新規抱等の差別をなし、管轄府藩縣に於て人名取調可差出事

但一季抱の分は不及差出事

右之通相違候事

明治二年二月堺縣より辨事宛

諸藩領内に右之社院の土地人民は、其藩にて取扱候條御布令承知致候、然に泉州にては小諸候又は御預所又は諸藩飛地等數多錯雜致し、一社一院の境を御料及び數藩より打通し居候も有之、種々混雜の事に有之候、中には除地を侵掠居候藩も有之儀の儀に候、數ヶ所に打混候分は縣より是迄の通支配致置可申候、此旨御聞置可有之候、以上

第三節 舊兵庫裁判所の管地を收む

同年五月二十三日兵庫裁判所の改まりて兵庫縣となるに及び、舊兵庫裁判所の管地たりし左記攝津國西成・東成・豊島・川邊の四郡及び河内國茨田郡の内を本府管轄に屬せしめらる。此の地は舊代官齋



藤六藏の支配地にして、去る三月一日兵庫裁判所の支配に屬せしめられし所なり。其の之を本府所管に移されしは、蓋し内海多次郎の建言を採用し、川邊郡以東の地を擧げて之を本府の管轄に轉せしめられたるものならん。是に於て兵庫・大阪 府縣管 區域の大勢定まり、兵庫管地は兵庫郡以西、本府管地は川邊郡以東となり、同月二十七日(兵庫縣記録に於て六月十日とす)其の石高貳萬壹千參百貳拾九石貳斗參升八合四勺九才四勺九才の地を收め、本府の管地は拾壹萬六千八百八拾五石六斗七升八勺五才となる。

舊兵庫裁判所管地

- 攝津國 壹萬九千七百四拾石參斗六合四勺九才
- 西成郡 八千五百六拾參石貳斗五升五合
- 曾根崎村 六百參拾石六斗六升九合
- 北野村 八百五拾貳石六斗參升七合
- 川崎村 貳百八拾貳石五斗參合
- 浦江村 壹千貳拾八石貳斗七升壹合
- 加島村 壹千貳百參拾八石六斗五升七合
- 三津屋村 壹千五百貳石九斗九合
- 今里村 貳百五拾四石貳斗八升五合

- 東
- 小島村 參百壹石八升
- 川口新家村 壹百六石九斗五合
- 南濱村 貳百參拾六石九斗七升貳合
- 下三番村 參百參拾九石八升壹合
- 大仁村 四百七拾石參斗四升七合
- 小島古堤新田 拾七石六斗五升六合
- 國分寺村 壹百拾石八斗六升壹合
- 北長柄村新田 參石五斗八升
- 新在家村 貳百九拾七石七斗六升參合
- 野中村 五拾七石九斗五升壹合
- 光立寺村 七百拾貳石七斗八升七合
- 小島新田古川新田共 壹百拾八石參斗四升壹合
- 東成郡 貳千八百參拾石五斗四升九合貳勺九才
- 水屋新田 參石貳斗八升
- 中野村 參百拾六石九斗八升六合



澤上江村 六百六拾六石四斗貳升九合  
 善源寺村 六百七石壹合  
 南島村 貳百六拾五石壹斗貳勺九才  
 今市村 八百四拾四石八斗參升  
 内代村 壹百貳拾六石九斗貳升參合  
 島那 五千參百拾八石九斗五升六合七勺  
 蔣江村新田 拾參石五斗壹升六合  
 洲到止村流作 八石壹斗參升七合  
 庄本村 壹百七拾四石壹斗五升九合  
 庄本新家 八拾四石四斗五升八合  
 島本村 參拾參石七斗八升七合  
 島田村 壹百六拾壹石壹斗八升貳合  
 今在家村 壹百六拾六石壹斗壹合  
 上津島村 參百貳拾石壹斗貳升七合  
 利倉村 七石九斗四升壹合

穂積村 壹千參百拾七石參斗七升  
 服部村 貳石壹斗貳升  
 曾根村新田 五斗貳升  
 原田中倉村 參拾四石壹斗五升七合壹勺  
 櫻塚村 壹百七拾五石七斗參升八合  
 櫻塚村新田 六石九斗壹升貳合  
 新免村 八石八斗參升六合  
 箕輪村 貳拾六石四斗五升六合  
 才田村 參百參石四斗七升九合  
 野田野田、小野田、高野田、北野田、南野田、東野田村 拾石六斗貳合  
 上池田村 參百拾石五斗七升八合  
 西池田村 貳百七拾五石四斗六升壹合  
 宇保分 壹百參拾九石四斗六升九合  
 池田村流作 參石五斗六合  
 木部村 貳百七拾參石四斗六升九合



東山村 五百六石四斗九升五合  
 吉田村 壹百參拾五石九斗五升參合  
 伏尾村 貳百六拾貳石八升貳合  
 上止々呂美村 貳百貳拾四石貳斗七升壹合  
 澁谷村 五石八斗貳合六勺  
 畑村 參石九斗四升  
 半町村 壹石參升貳合  
 下尾・西小路・  
 牧野・平町・瀬川  
 西小路・牧野・  
 櫻村 四石五升  
 櫻村 拾五石九斗八升壹合  
 櫻村 參石壹斗貳升六合  
 牧落村 壹石七斗六升七合  
 野畑村 參拾八石七斗六升七合  
 小路村 貳拾壹石參升四合  
 内田村 貳拾參石五斗參升六合

櫻井谷内田村 貳拾六石壹斗六升七合  
 柴原村 拾五石八斗九升  
 南刀根山村 貳石貳斗參升  
 櫻井谷惣作 拾貳石八斗參合  
 熊野田村 貳拾壹石參斗貳升五合  
 長興寺村 四拾壹石四斗七升五合七勺  
 寺内村 拾參石八斗參升參勺  
 福井村新田 壹石壹斗六升壹合  
 榎坂村 拾四石壹斗七升貳合  
 垂水村 五拾九石六斗貳升九合  
 邊郡 參千貳拾七石五斗四升五合五勺  
 大廣寺村 四拾四石四斗八升參合  
 御願塚村 壹百八拾壹石四斗五升  
 外崎村 貳拾七石參斗六合  
 富田村 六拾七石六斗九升參合



椎堂村 參百七拾七石八斗五升參合五勺  
 田中村 貳百貳石六斗八升  
 萬多羅寺村 壹百參拾四石七斗五合  
 法界寺村 貳百五拾七石四升五合  
 湖江村 貳百六拾四石七斗參升  
 善法寺村 壹百八拾四石貳斗四升  
 下倉滿村 壹百七拾六石五斗七升八合  
 上倉滿村 拾壹石九斗參升五合  
 上倉滿村流作 貳石四斗參升六合  
 中倉滿村 九拾貳石六斗八升貳合  
 中倉滿村流作 四石九斗貳升  
 清水村 貳百八拾五石四斗六合  
 瓦宮村 貳百貳拾五石八斗九升  
 小中島村 貳百五拾九石六斗參升七合六勺  
 小中島分地 壹百七拾五石六斗五升七合四勺

河内

森木村流作 貳拾壹石九斗四升  
 猪名寺村流作 四石六斗  
 酒井村流作 貳石參斗六升六合  
 桑津村流作 貳拾壹石參斗壹升貳合  
 河内國 壹千五百八拾八石九斗參升貳合  
 田那 壹千五百八拾八石九斗參升貳合  
 守口町 四百參拾石六斗八升八合  
 土居村 四百參拾九石貳斗貳升四合  
 西橋波村 四百參拾六石參斗八升四合  
 東橋波村 貳百八拾貳石六斗參升六合

●其村々令般當府支配破仰出候間、得其意異變其外諸届諸願筋等、今二十八日、當御役所へ可申立候、願書村名下に令請印、刻附を以て早へ順達、從留村可相返もの也

辰五月二十八日

司農方御役所

攝州東成郡南島村外六ヶ村、同州西成郡國分寺村 十八ヶ村、  
 同州川邊郡大廣寺村外二十ヶ村、同州豊島郡櫻井谷内田村外二  
 十五ヶ村、河州茨田郡守日外三ヶ村、村々役人へ



### 第四節 萬石以下の采地を支配に收む

ついで同月二十四日の達を以て、萬石以下の領地も復た社寺領と同一最寄府縣の支配に屬せしめられ、河内・和泉の兩國及び攝津國川邊郡以東八郡内に於ける萬石以下領地の内、宮・堂上家領六千四百九拾石七斗七升六合六勺、麾下の采地九萬八百貳拾五石壹斗九合貳勺八才、計九萬七千參百拾五石八斗八升五合八勺八才の地は本府の支配となる。しかも同布告に依りて收めたる支配は、社寺の支配と同一單に政務に關する民治のみに止まりて、土地及び其の貢租は依然として所領主の有たりしが、明治二年十二月二日の布告を以て上地を命せらるゝに及びて、土地及び貢租とも更に府縣の管轄に屬せしめらる。但し麾下の中には幕府に左袒せし爲め、同布告の發布以前に於て已に其の采地を沒收せられたるものあり、又上地の命に先ちて上地の擧に出でしものあり、又上地の命を受けて上地せしものゝ中にも、上地年月の不明なるものあり、何れも其の精査を後賢に俟たざるを得ざるを憾む。尙本領安堵の恩命に接したるものは、中太夫・下太夫・上士の三等に列せられしことあれば、其の分明なるものは之を附記すべし。而して此の萬石以下の采地を收めたる爲め、本府管地の郡村石高は膨脹して、貳拾壹萬四千貳百壹石五斗五升六合七勺參才となる。

宮・堂上家領 六千四百九拾石七斗七升六合六勺

閑院 宮 領 壹千拾六石九斗壹升六合 (明治二年七月十日上地)

攝津 國 壹千拾六石九斗壹升六合

西成 郡 五百八拾參石壹斗壹升六合

南宮 原 村 參百貳拾貳石貳斗六升九合

堀上 村 貳百六拾石八斗四升七合

島下 郡 四百參拾參石八斗

丑寅 村 貳百拾四石七斗八升七合

西藏 垣内 村 貳百拾九石壹升參合

烏丸 家 領 六百五拾石貳斗九升四合 (明治二年七月十日上地)

攝津 國 六百五拾石貳斗九升四合

島上 郡 六百五拾石貳斗九升四合

萩庄 村 壹百六拾八石貳斗參升九合

井尻 村 壹百拾四石壹斗貳升參合

鶉殿 村 參拾貳石七斗六升七合

上牧 村 參百參拾五石壹斗六升五合



水無瀬家領 六百參拾壹石五斗 (明治二年三月十日土地)

攝津國 六百參拾壹石五斗

島上郡 六百參拾壹石五斗

廣瀬村 六百參拾壹石五斗

九條家領 壹千石 (明治二年三月十日土地)

攝津國 壹千石

豐島郡 壹千石

下中西池田村 六百九拾九石五斗貳升

池田村 參百石四斗八升

日野家領 貳百五拾八石七升四合 (明治二年三月十日土地)

攝津國 貳百四拾參石貳斗壹升七合

島上郡 貳百四拾參石貳斗壹升七合

磯島村 貳百四拾參石貳斗壹升七合

河内國 拾四石八斗五升七合

交野郡 拾四石八斗五升七合

渚村 拾四石八斗五升七合

近衛家領 貳千貳拾九石七斗參升參合六勺

攝津國 貳千貳拾九石七斗參升參合六勺

川邊郡 貳千貳拾九石七斗參升參合六勺

萬多羅寺村 壹百六拾六石五斗壹升七合

北小路村 貳百八拾參石四斗壹升九合

北中小路村 七拾貳石五斗五升

昆陽口村 壹百四拾八石七斗貳升貳合

南中小路村 參拾八石貳斗八升壹合

伊丹町 七百拾六石四斗八升五合六勺

圓正寺村 拾九石參斗參升貳合

外城村 五拾六石參斗九升九合

高畑村 參拾壹石七斗六升

新野田村 八拾七石五斗貳升貳合

古野田村 貳拾九石五斗四升七合



外崎村 壹百拾四石八斗參升  
植松村 貳百六拾四石參斗六升九合  
菊亭家領 參百石 (明治二年七月十日土地)

河内國 參百石

茨田郡 參百石

門真一番上村 參百石

久我家領 五百石 (明治二年十二月土地)

河内國 五百石

志紀郡 五百石

弓削村 五百石

施藥院領 壹百四石貳斗五升九合 (明治二年七月土地)

和泉國 壹百四石貳斗五升九合

和泉郡 壹百四石貳斗五升九合

尾井村 壹百四石貳斗五升九合

麾下の采地 九萬八百貳拾五石壹斗九合貳勺八才

中太夫仙石松溪采地 參千八拾九石參斗九升四合 (明治二年七月二日土地)

攝津國 壹千六百八拾參石七斗貳升

西成郡 八百四拾六石四斗六升九合

南大道村 參百五拾貳石七斗七升八合

西大道村 四百九拾參石六斗九升壹合

島下郡 八百參拾七石貳斗五升壹合

別府村 八百參拾七石貳斗五升壹合

河内國 壹千四百五石六斗七升四合

澁川郡 九百貳拾八石八斗八升九合

東龜井村 七百貳石九斗九升五合

太子堂村 貳百貳拾五石八斗九升四合

大縣郡 四百七拾六石七斗八升五合

太平寺村 貳百貳拾七石貳斗五合

安堂村 貳百四拾九石五斗八升

下太夫今井彦次郎采地 壹千壹百六拾八石參升參合



攝津國 壹千壹百六拾八石參升參合

住吉郡 壹千壹百六拾八石參升參合

遠里小野村 貳百四拾四石四斗

北花田村 九百貳拾參石六斗參升參合

下太夫竹中萬壽藏采地 壹千七百貳拾五石九升九合 (明治二年三月二日上地)

攝津國 壹千六百六拾六石壹斗九升九合

島下郡 壹千六百六拾壹石參斗貳升參合

吹田村東組 壹千六百六拾壹石參斗貳升參合

豐島郡 四石八斗七升六合

垂水村 四石八斗七升六合

河内國 五拾八石九斗

河内郡 五拾八石九斗

芝神並村 五拾八石九斗

下太夫青山主水采地 九百拾石九斗九升五合 (明治二年三月二日上地)

攝津國 九百拾石九斗九升五合

島上郡 參百八拾參石七斗五升貳合

富田村 參百八拾參石七斗五升貳合

川邊郡 五百貳拾七石貳斗四升參合

濱村北組 貳百五石五斗八升八合

下坂部村東組 參百貳拾壹石六斗五升五合

下太夫青木寅之助采地 壹千五石六斗貳升 (明治二年十二月上地)

攝津國 壹千五石六斗貳升

島下郡 壹千五石六斗貳升

西河原村 六百五拾貳石參斗貳合

清水村 參百五拾參石參斗壹升八合

下太夫長谷川都五郎采地 貳千拾六石六斗六升六合 (明治二年上地)

攝津國 貳千拾六石六斗六升六合

島下郡 壹千參百七拾六石六斗貳升貳合

野々宮村 壹百五拾壹石

十一村 參百六石四斗參升七合



平田村 參百貳拾貳石六斗七升參合  
二階堂村 五百九拾六石五斗壹升貳合  
川邊郡 六百四拾石四升四合

高田村 壹百九拾八石貳升七合  
金樂寺村 四百五石五斗參升五合  
田能村<sub>下組</sub> 參拾六石四斗八升貳合

下太夫石川主膳采地 壹百貳拾四石 (明治二年上地)

攝津國 壹百貳拾四石

島下郡 壹百貳拾四石

野々宮村<sub>上組</sub> 壹百貳拾四石

下太夫青木九十郎采地 壹千四百五拾壹石四斗六升七勺 (明治二年三月二日上地)

攝津國 壹千四百五拾壹石四斗六升七勺

豐島郡 壹千四百五拾壹石四斗六升七勺

櫻村 壹百四拾壹石四斗八升參合七勺

牧落村 六百六石九斗六升九合

西小路村 參百貳拾貳石四斗參升參合六勺  
平尾村 參百八拾石五斗七升四合四勺

下太夫森宗兵衛采地 壹千五百六拾石 (明治二年三月二日上地)

攝津國 壹千五百六拾石

豐島郡 壹千五百六拾石

榎坂村<sub>上組</sub> 六百五拾四石七斗七升壹合參勺  
垂水村<sub>新料</sub> 九百五石貳斗貳升八合七勺

下太夫船越柳之助采地 四千貳百石九斗四合壹勺參才

攝津國 貳千六百八拾五石九斗壹升六合

豐島郡 五百五拾五石八斗五升六合

岡山村 貳百參石壹升六合

今在家村 四拾九石五斗七升

西市場村 貳百貳石四升五合

神田村 壹百壹石貳斗貳升五合

川邊郡 貳千壹百參拾石六升



森 村 四百六拾四石參斗參升五合  
 上坂部 村 九百四拾石九斗壹升五合  
 十松 村 六百七拾五石貳斗四升  
 下河原 村 四拾九石五斗七升  
 河内國 壹千五百拾四石九斗八升八合壹勺參才  
 交野郡 壹千五百拾四石九斗八升八合壹勺參才  
 招提 村大方 四百九拾貳石九斗五升八合  
 同 村小方 壹百七石參斗七升七合  
 禁野 村 參百六拾石  
 楠葉 村 五百五拾四石六斗五升參合壹勺參才  
 下太夫渡邊鐘次郎采地 八百四拾七石四斗六升五合 (明治二年五月二日上地)  
 攝津國 貳百貳石八斗  
 豐島郡 貳百貳石八斗  
 尊鉢 村四組 貳百貳石八斗  
 川邊郡 六百四拾四石六斗六升五合

中筋 村 六百四拾四石六斗六升五合  
 下太夫蒔田鑢太郎采地 四百貳拾七石八斗 (明治二年五月二日上地)  
 攝津國 四百貳拾七石八斗  
 豐島郡 四百貳拾七石八斗  
 熊野田 村 四百貳拾七石八斗  
 下太夫大島雲八郎采地 五百貳石七斗貳升五合貳勺 (明治二年五月二日上地)  
 攝津國 五百貳石七斗貳升五合貳勺  
 豐島郡 五百貳石七斗貳升五合貳勺  
 洲到止 村 參百六石四斗五升四合貳勺  
 島庄本 村 四拾石貳斗九升七合  
 島田 村 壹百五拾五石九斗七升四合  
 下太夫大島鐵太郎采地 參百石 (明治二年五月二日上地)  
 攝津國 參百石  
 豐島郡 參百石  
 野田 村 參百石



中太夫畠山飛驒守采地 壹千六百貳拾六石四斗參升 (明治二年六月二日上地)

攝津國 四百拾四石九斗六升

豐島郡 四百拾四石九斗六升

福井村 八拾參石八斗貳升

勝部村 壹百參拾六石壹斗

走井村新料 壹百參拾五石四升

櫻塚村新料 六拾石

河内國 壹千貳百拾壹石四斗七升

交野郡 壹千貳百拾壹石四斗七升

津田村 壹百參拾四石貳斗

私部村 壹千七拾七石貳斗七升

下太夫大島伊豫守采地 壹千八百四拾參石七斗貳升九合四勺 (明治二年上地)

攝津國 壹千八百四拾參石七斗貳升九合四勺

豐島郡 壹千八百四拾參石七斗貳升九合四勺

牛立村 參百四拾貳石貳斗八升貳合

三屋村 貳百九拾五石參斗五升

野田村 貳拾石七斗八升貳合

蔣江村 參百參拾參石五斗五升四合四勺

島江村 貳百貳拾五石五斗參升

島庄本村 六百拾四石貳斗六升壹合

島田村 拾壹石九斗七升

中太夫小出主水采地 五千貳百七拾九石六斗八升參合

河内國 壹千貳拾石壹升

錦部郡 壹千貳拾石壹升

野村 貳百九石參斗四升四合

板持村 七百四拾九石六升參合

横山村 六拾壹石六斗參合

和泉國 四千貳百五拾九石六斗七升參合

大島郡 四千貳百五拾九石六斗七升參合

下石津村 壹百五拾九石七斗四升貳合



蹴尾村 參百拾壹石八斗壹升七合  
 上之村 參百貳拾參石貳斗九升四合  
 岩室村 七拾石壹斗九升五合  
 北村 六百拾九石貳斗九升九合  
 見の山村 五拾石參斗六升七合  
 福田村 八百參拾七石九斗參升五合  
 高藏寺村 四百參拾四石四斗六合  
 深坂村 五百七石八斗四升五合  
 土佐屋新田 五拾六石貳斗參升九合  
 辻之村 五百五拾貳石五斗  
 田園村 參百參拾六石參升四合  
 河内國 五百石  
 河内郡 五百石  
 松原村 參百八石參升參合

中大夫曾我豐之丞采地 五百石 (明治二年三月二日上地)

水走村 壹百九拾壹石九斗六升七合

中大夫水野但馬采地 貳千六百六拾貳石八斗參合貳勺 (明治二年十二月上地)

河内國 貳千六百六拾貳石八斗參合貳勺  
 錦部郡 壹千壹百六拾石九斗四升六合貳勺  
 甘山村 八百參拾九石六斗六升七合六勺  
 加太新田 參百貳拾壹石貳斗七升八合六勺  
 丹南郡 壹千五拾壹石五斗八升壹合  
 岩室村 壹百貳拾九石九斗七升九合  
 山本新田 七拾壹石八斗壹升壹合  
 草尾新田 五百參石貳斗八升九合  
 田中新田 貳百貳拾四石四斗九升壹合  
 西野新田 壹百貳拾貳石壹升壹合  
 交野郡 四百五拾石貳斗七升六合  
 坂村 參百七拾壹石四斗四升四合  
 上島村 七拾八石八斗參升貳合



中太夫石川横之助采地 參千貳拾壹石五升七合

河内國 參千貳拾壹石五升七合

石川郡 貳千四百七拾壹石七斗壹升四合

東山村 四百八拾五石六斗九升八合

寺田村 四百九拾九石參斗四升壹合

弘川村 拾七石

下河内村 參百九拾四石八斗貳升

持尾村 參百八拾七石五斗

畑村 參百五拾四石參斗貳升

葉室村 參百參拾參石參升五合

古市郡 五百四拾九石參斗四升參合

碓井村 壹百拾六石參斗四升九合

東坂田村 壹百九拾四石五斗

廣瀬村 貳百參拾八石四斗九升四合

中太夫永井左門采地 七千拾九石參斗九升八合 (明治二年七月二日土地)

河内國 七千拾九石參斗九升八合

若江郡 參千參百五拾八石四斗參升壹合

若江村 壹千壹百拾八石五斗九升貳合

岩田村 壹千貳百貳拾參石八斗參升九合

岩田村の内  
西岩田分 五百七石壹斗參升四合

岩田村の内  
瓜生堂分 五百八石八斗六升六合

茨田郡 貳千九百八拾七石六斗五升四合

東村 四百八拾石參升壹合

藤田村 參拾九石貳斗五升五合

梶村 壹百五拾七石參斗六升五合

横地村 四百六拾四石壹斗八升參合

常稱寺村 貳拾六石五斗七升八合

野口村 六百九拾五石七斗九升四合

點野村 四百八拾八石七斗七升四合

石津村 參百九拾五石六斗八升八合



三井村 貳百參拾九石九斗八升六合  
 交野郡 六百七拾參石參斗壹升參合  
 養父村 貳百八拾七石貳斗參升四合  
 船橋村 貳百石五斗九合  
 野村 壹百八拾五石五斗七升  
 中太夫土岐峯次郎采地 五百壹石貳斗四升貳合 (明治二年十二月上地)  
 河内國 五百壹石貳斗四升貳合  
 古市郡 五百壹石貳斗四升貳合  
 西浦村 五百壹石貳斗四升貳合  
 中太夫稻垣藤九郎采地 壹百九拾七石四斗七升五合  
 和泉國 壹百九拾七石四斗七升五合  
 和泉郡 壹百九拾七石四斗七升五合  
 觀音寺村 壹百九拾七石四斗七升五合  
 下太夫片桐銀三郎采地 壹千八百拾六石九斗六升貳合 (明治二年十二月上地)  
 河内國 壹千八百拾六石九斗六升貳合

八上郡 參百五拾七石七斗六升九合  
 河合村 參百五拾七石七斗六升九合  
 丹北郡 四百參拾壹石四斗貳升八合  
 大堀村 四百參拾壹石四斗貳升八合  
 讚良郡 壹千貳拾七石七斗六升五合  
 木田村 壹千貳拾七石七斗六升五合  
 下太夫永井大之丞采地 貳千參拾四石七斗八升四合 (明治二年十二月上地)  
 河内國 貳千參拾四石七斗八升四合  
 茨田郡 壹千參百六拾六石七斗七升四合  
 大庭三番村 壹百參拾四石五斗貳合  
 大庭四番村 貳百四拾六石參斗貳升壹合  
 大庭五番村 參百四拾石七斗九升  
 葛原村 貳百八拾貳石參斗參升八合  
 郡村 參百六拾貳石八斗貳升參合  
 交野郡 六百六拾八石壹升



尊延寺村 壹百八拾參石五斗壹升  
船橋村 四百八拾四石五斗

下太夫堀田五郎左衛門采地 五百參拾五石五斗壹升六合參勺 (明治二年三月二日上地)

河内國 五百參拾五石五斗壹升六合參勺

志紀郡 五百參拾五石五斗壹升六合參勺

田井中村 五百參拾五石五斗壹升六合參勺

下太夫曾我勝太郎采地 貳千石

河内國 貳千石

河内郡 貳千石

水走村 七拾八石壹斗壹升

福萬寺村 壹千壹百參拾壹石八斗七升

上之島村 七百九拾石貳升

上士小堀數馬支配地 六百石 (明治二年三月二日上地)

河内國 六百石

河内郡 參百四拾四石五斗九升四合

額田村 壹百八拾九石八斗八升八合

神並村 壹百五拾四石七斗六合

高安郡 貳百五拾五石四斗六合

萬願寺村南方 壹百四拾參石貳斗七升

同村北方 壹百拾貳石壹斗參升六合

上士甲斐庄帶刀采地 貳千五百六石貳斗六升六合

河内國 貳千五百六石貳斗六升六合

錦部郡 貳千五百六石貳斗六升六合

錦部村 壹千參拾參石壹斗

錦部新田 壹百八拾壹石四斗

高向村 九百八拾八石四斗貳升貳合

上田村 壹百九拾七石九斗貳升九合

喜多村 壹百五石四斗壹升五合

小田切愛之助采地 壹千石 (明治二年三月二日上地)

攝津國 壹千石



島上郡 六百參拾八石壹斗  
 岡本村 八拾九石七斗七升  
 郡家村北組 五百四拾八石貳斗四升  
 島下郡 參百六拾壹石九斗九升  
 中城村 壹百四拾九斗參斗七升六合  
 忍頂寺村 貳百拾貳石六斗壹升四合  
 松下鎌太郎采地 五百參拾五石五斗壹升壹合 (明治元年の土地といふ)  
 攝津國 五百參拾五石五斗壹升壹合  
 島上郡 貳百七拾八石貳斗六升壹合  
 赤大路村 貳百七拾八石貳斗六升壹合  
 島下郡 貳百五拾七石貳斗五升  
 上音羽村 貳百五拾七石貳斗五升  
 樋口久左衛門采地 壹百參拾四石壹斗  
 攝津國 壹百參拾四石壹斗  
 島上郡 壹百參拾四石壹斗

別所村 壹百參拾四石壹斗  
 本間彈正采地 參百石 (明治元年の土地といふ)  
 攝津國 參百石  
 島上郡 參百石  
 郡家村南組 參百石  
 鈴木潤之助采地 貳百石 (明治元年の土地といふ)  
 攝津國 貳百石  
 島上郡 貳百石  
 高濱村北組 貳百石  
 鈴木菊次郎采地 參百石 (明治元年の土地といふ)  
 攝津國 參百石  
 島上郡 參百石  
 上牧村中組 壹百貳拾九石八斗五升六合  
 高濱村南組 壹百七拾石壹斗四升四合  
 越智主馬采地 五百四拾五石七斗參升九合 (或はいふ、明治元年の没色なりと)



攝津國 八拾五石五斗

島下郡 八拾五石五斗

野々宮村甲組 八拾五石五斗

河内國 四百六拾石貳斗參升九合

交野郡 四百六拾石貳斗參升九合

私市村 四百貳拾參石四升貳合

山上村 參拾七石壹斗九升七合

佐藤兵庫采地 壹百貳拾石 (明治二年五月二日土地、  
或はいふ明治元年なりと)

攝津國 壹百貳拾石

島下郡 壹百貳拾石

奈良村北組 壹百貳拾石

宮崎七郎右衛門采地 四百四拾七石貳斗貳升 (明治二年五月二日土地、  
或はいふ明治元年なりと)

攝津國 四百四拾七石貳斗貳升

島下郡 四百四拾七石貳斗貳升

目垣村 四百四拾七石貳斗貳升

森川左近采地 四百石 (明治二年五月二日土地、  
或はいふ明治元年なりと)

攝津國 四百石

島下郡 四百石

澤良宜西村 四百石

板橋與五左衛門采地 七百石 (明治二年五月二日土地、  
或はいふ明治元年なりと)

攝津國 七百石

島下郡 七百石

下中條村新科 貳百四拾四石九斗壹升

奈良村東組 四百五拾五石九升

中川飛驒守采地 五百石 (明治元年の土地なりといふ)

攝津國 五百石

島下郡 五百石

十日市村 壹百五拾七石壹斗七合

安威村東組 壹百七拾貳石參斗七升八合

桑原村 壹百七拾石五斗壹升五合



深津彌左衛門采地 參百石 (明治元年の上地なりといふ)

攝津國 參百石

島下郡 參百石

安威村西組 參百石

青木孫太郎采地 四百貳拾壹石六斗八升參合六勺

攝津國 四百貳拾壹石六斗八升參合六勺

島下郡 四百貳拾壹石六斗八升參合六勺

島村 四百貳拾壹石六斗八升參合六勺

深津兼次郎采地 貳百石 (明治元年の上地なりといふ)

攝津國 貳百石

島下郡 貳百石

安威村中組 貳百石

拓植四郎采地 八百四拾參石五斗九升六合 (明治元年の上地なりといふ)

攝津國 八百四拾參石五斗九升六合

島下郡 五百貳石壹斗五升七合

吹田村中組 五百貳石壹斗五升七合

川邊郡 參百四拾壹石四斗參升九合

額田村 壹百拾貳石五斗

穴太村 貳百貳拾八石九斗參升九合

小笠原七右衛門采地 五百石

攝津國 五百石

西成郡 五百石

木寺村 貳百參拾八石五斗

野中村 貳百六拾壹石五斗

雨森權左衛門采地 七百石

攝津國 七百石

西成郡 七百石

北宮原村 六百七拾九石參升

南宮原村 貳拾石九斗七升

稻富三五郎采地 四百石



攝津國 四百石

東成郡 四百石

左專道村 四百石

渡邊爲之助采地 四百九拾參石六斗五升五合

攝津國 四百九拾參石六斗五升五合

島下郡 四百九拾參石六斗五升五合

村 四百九拾參石六斗五升五合

渡邊幸之助采地 壹百石 (明治元年の土地なりといふ)

攝津國 壹百石

豊島郡 壹百石

尊鉢村北組 壹百石

渡邊半左衛門采地 壹百石 (明治元年の土地なりといふ)

攝津國 壹百石

豊島郡 壹百石

尊鉢村東組 壹百石

森 檜之助采地 貳百石 (明治元年の土地なりといふ)

攝津國 貳百石

豊島郡 貳百石

榎坂村下組 貳百石

森左近采地 參百石 (明治元年の土地なりといふ)

攝津國 參百石

豊島郡 參百石

榎坂村 參百石

鈴木庄左衛門采地 參百石 (明治元年の土地なりといふ)

攝津國 參百石

豊島郡 參百石

原田村 參百石

船越主水采地 五百四拾八石六斗八升 (明治元年の土地なりといふ)

攝津國 五百四拾八石六斗八升

豊島郡 五百四拾八石六斗八升



原田村東組 貳百四拾四石六斗貳升五合  
走井村 九拾四石五斗八升五合  
今在家村 貳百九石四斗七升

能勢日向守采地

參千貳拾八石七斗五升貳合 (明治二年七月二日上地)

攝津國 參千貳拾八石七斗五升貳合

能勢郡 參千貳拾八石七斗五升貳合

野間村 壹千參拾六石五斗貳升

地黃村 八百八拾六石貳斗九升

下田尻村 六百參拾四石五斗

上田尻村 四百七拾壹石四斗四升貳合

能勢金之助采地

八百四拾六石貳斗六升參合 (明治二年七月二日上地)

攝津國 八百四拾六石貳斗六升參合

能勢郡 八百四拾六石貳斗六升參合

切畑村 八百四拾六石貳斗六升參合

能勢總右衛門采地

貳拾五石七升 (明治二年七月二日上地)

攝津國 貳拾五石七升

能勢郡 貳拾五石七升

杉原村皮多 貳拾五石七升

服部全六采地 參百石

攝津國 參百石

川邊郡 參百石

小坂田村南組 參百石

服部久兵衛采地 七百石

攝津國 七百石

川邊郡 七百石

小坂田村北組 五石五斗

上倉滿村 壹百參拾四石九斗六升參合

森本村 五百五拾九石五斗參升七合

平野九左衛門采地 四拾石

攝津國 四拾石



川邊郡 四拾石

善法寺村 四拾石

岡野平次郎采地 五百拾貳石六斗七升九合

攝津國 五百拾貳石六斗七升九合

川邊郡 五百拾貳石六斗七升九合

御願塚村上組 五百拾貳石六斗七升九合

川村教次郎采地 參拾石

攝津國 參拾石

川邊郡 參拾石

御願塚村中組 參拾石

大橋源吉郎采地 四百五石五斗四升

攝津國 四百五石五斗四升

川邊郡 四百五石五斗四升

中倉滿村 貳百拾石五斗八升

辻村 壹百九拾四石九斗六升

船越主水采地 壹百五拾壹石參斗貳升

攝津國 壹百五拾壹石參斗貳升

川邊郡 壹百五拾壹石參斗貳升

若王寺村 壹百五拾壹石參斗貳升

瀧山讚岐采地 五百七拾四石貳升貳合

攝津國 五百七拾四石貳升貳合

川邊郡 五百七拾四石貳升貳合

潮江村 五百七拾四石貳升貳合

青地内記采地 壹千七百貳拾石九斗八升貳合

攝津國 壹千七百貳拾石九斗八升貳合

川邊郡 壹千七百貳拾石九斗八升貳合

濱村南組 貳百八拾石六斗九升壹合

潮江村 參拾五石參斗參升參合

次屋村 六百參拾九石八斗四斗五合

水堂村 七百六拾五石壹斗壹升參合



青山内膳采地 貳百石

攝津國 貳百石

川邊郡 貳百石

下坂部村四組 貳百石

下太夫安部關次郎采地 八百八拾參石八斗五升貳合

攝津國 八百八拾參石八斗五升貳合

川邊郡 八百八拾參石八斗五升貳合

下倉滿村 壹百五拾六石參斗參升貳合

東桑津村 參百七拾貳石五斗六升八合

久我新田村 參百五拾四石九斗五升貳合

下太夫安部主殿采地 六百石

攝津國 六百石

川邊郡 六百石

田能村上組 貳百七拾壹石六斗參升

北河原村 貳百貳拾八石九斗八升

天津村 九拾九石參斗九升

木村宗右衛門采地 八拾石

攝津國 八拾石

川邊郡 八拾石

御願塚村 八拾石

下太夫片桐内藏助采地 七百六拾壹石七斗八升 (明治二年三月二日上地)

河内國 七百六拾壹石七斗八升

河内郡 壹百七拾壹石壹升

吉田新家村 壹百七拾壹石壹升

交野郡 五百九拾石七斗七升

郡津村 五百九拾石七斗七升

下太夫永井吉之丞采地 壹千拾參石六斗八升七合 (明治二年正月二日上地)

河内國 壹千拾參石六斗八升七合

茨田郡 七百八石六斗八升七合

金田村 參百七拾六石六斗參升七合



郡 村 貳百參石壹斗八升四合  
 郡 北 村 壹百貳拾八石八斗六升六合  
 交野郡 參百五石  
 穂谷村 參百五石  
 永井庄九郎采地 壹百八拾四石八斗四升五合 (没邑年月不詳)  
 河内國 壹百八拾四石八斗四升五合  
 古市郡 貳拾七石  
 藏之内村 貳拾七石  
 交野郡 壹百五拾七石八斗四升五合  
 打上村 四拾七石八斗四升五合  
 茄子作村 壹百拾石  
 加藤岩太郎采地 四百石 (没邑年月不詳)  
 河内國 四百石  
 河内郡 壹百石  
 松原村 壹百石

高安郡 貳百石  
 大竹村 貳百石  
 讚良郡 壹百石  
 小路村 壹百石  
 石河數馬采地 壹千石七合  
 河内國 壹千石七合  
 河内郡 壹千石七合  
 市場村 九百貳拾壹石壹斗參升七合  
 横小路村 七拾八石八斗七升  
 久貝忠左衛門采地 四千四百六拾九石六斗八升七合四勺五才 (明治元年没邑)  
 河内國 四千四百六拾九石六斗八升七合四勺五才  
 交野郡 參千六百四拾八石七斗五升壹合  
 倉治村 壹千七拾五石壹斗五升壹合  
 津田村 九百參拾參石貳斗八升九合  
 藤坂村 四百九拾八石五斗貳升八合



杉村 六拾壹石七斗九升八合

長尾村 貳百四拾八石七斗六升七合

片鉾村 貳百拾四石壹斗六升九合

田口村 六百拾七石四升九合

讚良郡 八百貳拾石九斗參升六合四勺五才

中野村 八百貳拾石九斗參升六合四勺五才

彦坂民之助采地 壹千石 (明治元年没邑)

河内國 壹千石

河内郡 壹千石

四條村 六百七拾六石七斗參升

五條村 參百貳拾參石貳斗七升

小林田兵衛采地 五百九拾石參斗貳升

河内國 五百九拾石參斗貳升

河内郡 五百九拾石參斗貳升

豐浦村 五百九拾石參斗貳升

拓植總之助采地 五拾五石七斗 (明治元年没邑)

河内國 五拾五石七斗

河内郡 五拾五石七斗

植附村 五拾五石七斗

三好時之助采地 貳千五百八拾九石五升九合 (明治元年二月没邑)

河内國 貳千五百八拾九石五升九合

錦部郡 六百拾七石八斗九升

高向村 六拾五石七斗

小山田村 五百五拾貳石壹斗九升

河内郡 四百五拾四石九升五合

横小路村 四百五拾四石九升五合

讚良郡 壹千五百拾七石七升四合

南野村 壹千五百拾七石七升四合

松平孫太夫采地 壹千參百七拾九石貳斗六合參勺 (明治元年没邑)

河内國 壹千參百七拾九石貳斗六合參勺



若江郡

壹千參百七拾九石貳斗六合參勺

上小坂村

八百八拾貳石參斗參升貳合

中小坂村

四百九拾六石八斗七升四合參勺

石丸時太郎采地

壹千石 (明治元年沒邑)

河内國 壹千石

若江郡

六百九拾八石九斗八升

中小坂村

貳百拾八石八斗參合

下小坂村

四百八拾石壹斗七升七合

志紀郡

壹百參拾五石壹斗六升七勺

北條村

壹百參拾五石壹斗六升七勺

丹北郡

壹百六拾五石八斗五升九合參勺

木本村

壹百六拾五石八斗五升九合參勺

竹中鐘五郎采地

壹千石 (明治元年沒邑)

河内國 壹千石

大縣郡

六百七拾石

雁多尾畑村

六百參拾參石七斗貳升七合

峠村

參拾六石貳斗七升參合

安宿部郡

參百參拾石

玉手村

參百參拾石

狩野探原采地

壹百石貳斗四升九合 (明治元年沒邑)

河内國

壹百石貳斗四升九合

河内郡

壹百石貳斗四升九合

客坊村

壹百石貳斗四升九合

林大學頭采地

壹百六拾石四斗四升八合 (明治元年沒邑)

和泉國

壹百六拾石四斗四升八合

和泉郡

壹百六拾石四斗四升八合

尾井村

貳拾石

尾井千原村

壹百四拾石四斗四升八合

岡部鐘八郎采地

貳千九百五拾五石九斗四升八合 (明治元年上地)

和泉國

貳千九百五拾五石九斗四升八合



日根郡 貳千九百五拾五石九斗四升八合  
 澤村 九百六拾七石五斗五升六合  
 鶴原村 壹千九百八拾八石參斗九升貳合

以上記載せしもの、外に、麾下戸田鋌之丞及び細川家々臣長岡帶刀の采地あり。戸田鋌之丞の采地は明治元年十月十九日宇都宮藩の預所となり、長岡帶刀の采地は同二年六月熊本藩の支配となれりと記せるも、此の明治元年五月二十四日の公布ありし際に於ける記録に見ゆる所なし。故に今其の采地の所屬村及び石高を掲記して後考を俟つになん。

麾下戸田鋌之丞采地 貳千六拾五石六斗五升貳合

河内國 貳千六拾五石六斗五升貳合

志紀郡 九百七拾九石貳斗八升九合

小山村 九百七拾九石貳斗八升九合

丹北郡 壹千八拾六石參斗六升參合

津堂村 四百四拾七石六斗九升九合

小山村 四百五拾石七斗七升四合

若林村 壹百八拾七石八斗九升

細川家々臣長岡帶刀采地 貳拾壹石參斗七升

和泉國 貳拾壹石參斗七升

和泉郡 貳拾壹石參斗七升

尾井村 貳拾壹石參斗七升

明治元年五月二十四日達

以來萬石以下の領地並寺社領共、其國々最寄之府縣にて支配可致事  
 右之通被仰出候間、未々迄不洩様相達可申者也

明治元年五月二十八日

元旗ト上京歸順之面々、先般細川御處置被仰付候上は、出格之思召を以元旗下都て本領安堵被仰付候、就ては高家以下席々舊號を廢し、凡て中大夫・下大夫・上士三等之別に被仰付候間、爲心得申達候事 (中大夫下大夫上士の稱、同) (二年十二月に於て廢せらる)

明治元年八月七日石告抄録

一、舊麾下采邑沒收之分は、最寄之府縣並諸藩御預所可申支配、其他御處置未だ無之分は、當分同様支配致し、租稅取立置會計官へ可届出事

明治元年八月大阪府達 攝・河兩國知行有之候士大夫へ

太夫士知行所民政之儀は、最寄之府縣に於て可取計官、兼々御沙汰も有之候處、當府支配國中知行所之分、伺濟之上別紙之通舊

第一篇 大阪府管地の分合 第一章 大阪府 第四節



習改革之儀被仰出候間、爾後屹度可相守候事

(別紙)

- 一、高札之儀、其地頭より差配致申間敷候事
- 一、家領用行村々宗門人別帳は、村々より直に司農局へ爲差出、村役人共進退ノ儀其地頭より申付間敷事
- 一、右同斷年貢之儀、其年々司農局に於て取極達方可取計事
- 一、村々百姓共勝手に其地頭より夫役申付間敷事
- 一、村々へ其地頭より限りに用金申付間敷候事
- 一、右之外政務に拘り候儀は、一切大阪府より申付候事

右之通に候事

右被仰渡之趣奉長候、以上

八月二日

- |         |         |          |        |
|---------|---------|----------|--------|
| 仙石右近家來  | 森 武左衛門  | 竹中萬壽藏家來  | 里内藤太郎  |
| 大島鐵太郎家來 | 生島 善左衛門 | 島田 兼輝守家來 | 辻 準次郎  |
| 船越柳之助家來 | 中井正兵衛   | 青木九十郎家來  | 青木馬之丞  |
| 藤田圖書助家來 | 小寺又左衛門  | 森 將 監家來  | 村田源右衛門 |
| 能勢日向守家來 | 河崎 武男   | 青山内膳家來   | 澤田 猪平  |
| 安部周次郎家來 | 堀口八左衛門  | 馬谷川都五郎家來 | 荒 麻 造  |
| 同姓安部主殿兼 |         | 甲斐庄帶刀家來  | 海老原治助  |
| 曾我勝太郎家來 | 中村平七    |          |        |

- |         |        |         |         |
|---------|--------|---------|---------|
| 永井左門家來  | 橋川専次郎  | 曾我豐之丞家來 | 大橋正三郎   |
| 小堀數馬手附  | 中川忠三郎  | 小出主水家來  | 坂井登茂右衛門 |
| 片桐内藏助家來 | 今堀甚四郎  | 水野但馬家來  | 鈴木孝之助   |
| 永井大之丞家來 | 奥井勝右衛門 | 片桐銀三郎家來 | 前田 忠 助  |
| 青木寅之助家來 | 園 彌 平  | 石河藏人家來  | 林 吉五郎   |
| 青木三之助家來 | 相政新七   | 青山内記家來  | 中島佐右衛門  |
| 今井彦次郎家來 | 河野左司馬  | 大島雲四郎家來 | 中井治左衛門  |
| 渡邊鐘次郎家來 | 森田佐右衛門 |         | 已上二十九名  |

明治元年十一月二十五日行政官達 宮・堂上方知行所有之向へ

一、制札は最寄府縣より揭示之事

一、領所村々役人等公事に係り候者は、府縣に於て可致差配事

但其地頭限り用向申付候儀は別段之事

一、領所村々宗門人別帳は、村役人より直に府縣へ可差出事

一、領所年貢之儀は、其年々府縣に於て取極相達候事

但當年之儀は、從前之通可取計候事

一、領所人夫遣方之儀は、兼て御布告有之候際選司定期通りにて撰に申付間敷事

一、領所村々へ無據次第にて用金等申付候節は、前以て一應府縣へ可問合事



右之外政務に關係致候儀は、一切府縣に於て可取計候間、兼て相心得候様御沙汰候事

明治元年十一月二十五日行政官達 申大夫以下知行所有之向へ

- 一、制札は最寄府縣より揭示之事
- 一、知行所村々役人共、其進退は總て府縣にて指揮致候に付、其地頭より差配致間敷事
- 一、宗門人別帳は、村々より直に府縣へ可爲差出事
- 一、知行所年貢之儀は、其年々府縣に於て取極可相達事
- 一、知行村々へ夫役用金等勝手に申付間敷事

右之外政務に關係致候儀は、一切府縣に於て可取計候間、兼て相心得候様御沙汰候事

明治二年十二月二日太政官布告

- 一、先般各藩大義名分之案壞を正し、海外諸國之形勢を察し、以て其封土を奉還す、依て大に公論衆議を被爲盡、府藩縣一途之政令に歸し、天下と共に綱紀を更張被遊度御主意に付、更に知藩事に被任、隨て家祿之制被爲定、藩々に於ても維新之御政體に基き追々改正可致、就ては申大夫以下之稱被廢、都て土族及卒と稱し、祿制被相定候、爾後各其地方官に於て可爲貫屬旨被仰出候條、萬と御主意を奉體し、銘々分を守り其職を可盡候事
- 但知行所一同上地被仰付、總て稟米を以て賜候事
- 一、太夫士以下之面々、今般家祿御定相成候に付而ば、其家來共三代以上相恩之者は、相應之御扶助可被下候間、姓名並に従前之儀扶持米等取調早々可申出事
- 但舊主に於て扶持致し候儀は可爲勝手事

(祿制略)

明治元年八月二日辦事より堺縣へ

萬石以下知行所、最寄の府縣にて支配被仰付候御定に相成候處、當春來徳川元旗卜の内悉縮歸順歎願申出取調中に有之者、或は東京府へ歎願申出追て御沙汰可有之旨被仰出候向も有之、尤概に加り候者は勿論領地御取揚に可相成儀に候得共、未だ向背不相分置は先舊之儘被差置可然候、無其儀直に領地御取揚に相成候て、自然動搖に及び御寛大之御趣意に相反し可申候間、此旨御承知被置、支所之内姓名並領知高至急に御取調可被申遣候、其上にて夫々御沙汰之趣御通達可致候間、此段申入候也

本文次第向背に不拘、元より御支配可有之、收納之儀は舊の儘可被指置、此段爲念申入候也

明治元年八月堺縣より辦事へ申報

泉州に林大學頭・稻垣藤九郎領地候由、右兩人歸順の否不分明の中、依之地所堺縣へ引受支配致置可申、此段御承知可被下候

明治二年七月民部省達 豊崎縣へ

今般攝津國川邊郡御願塚村、別紙高帳之通其縣可致管轄事

(別紙)

攝津國川邊郡木村宗右衛門知行

- 一、高八拾石

御願塚村

右者此度木村宗右衛門知行御藏米へ御引替相成候に付、右上地之分其縣管轄に相成候間、同人へ相違、已年より物成郷村等請取可申事

明治二年七月民部省達 堺縣へ

第一篇 大阪府管地の分合

第一章

大阪府

第四節



和泉國泉郡施樂院知行土地

一、高百四石貳斗五升九合

尾井村

右者此度施樂院知行、御藏米へ御引替相成候に付、右土地之分其縣管轄に相成候間、同人へ相違、當已年より物成郷村等請取可申事

明治三年正月堺縣達

曾我勝太郎本領安堵之處、御改制にて御藏米御渡、知行所土地當縣へ支配被仰付候條、此旨相心得可申もの也

河内郡 水走村・福萬寺村・上之島村・松原村

庄屋 年寄

第五節 一橋・田安の兩家藩屏に列せらる

同年五月晦日一橋及び田安の兩家を藩屏に列し、舊領故の如くせられたるを以て、其の攝津國にあるものは櫻井遠江守・九鬼長門守、和泉國にあるものは岡部筑前守・渡邊丹後守の各當分取締を解かれて兩家に引渡さる。其の引渡されたる月日の總ては分明ならざれども、和泉國に於ける田安家領は左記届書に見ゆるが如く同年八月三日なり。

田安藩領 貳萬壹千八百拾貳石貳斗壹升六合九勺

攝津國 七千八百九拾八石七斗八升七合六勺

西成郡 四千八石八斗貳升壹合

島下郡 參千八百八拾九石九斗六升六合六勺

和泉國 壹萬參千九百拾參石四斗貳升九合參勺

大島郡 壹萬參千九百拾參石四斗貳升九合

一橋藩領 貳萬七千八百七拾石六斗貳升壹合壹勺

攝津國 八千九百四拾貳石五升五合五勺

島下郡 參千八百貳拾五石四斗參升參合六勺

豐島郡 五千壹百拾六石六斗貳升壹合九勺

和泉國 壹萬八千九百貳拾八石五斗六升五合六勺

大島郡 參千六百八拾八石壹斗六升參合貳勺

和泉郡 壹萬五千貳百四拾石四斗貳合四勺

村別は第十四節・第十五節及び第四章第八節に記載するを以て略す、

各通 一橋大納言 田安中納言

自今藩屏之列被加候旨被仰出候事

明治元年五月晦日 大阪府へ

田安中納言儀先般藩屏之列に被仰付、舊領如故被仰付候に付、其府支配申之舊領引渡可申旨御沙汰候事

第一篇 大阪府管地の分合 第一章 大阪府 第五節



明治元年七月十九日大阪府達（公用方并速改部を以て備弁並に）

田安中納言儀先般藩屏之列に被仰付、舊領如故被仰付候に付而は、其府支配中之舊領引渡可申旨御沙汰候事  
右之通京都より申來候に付此段相違候事

明治元年閏四月二十三日大阪裁判所達 三田留守宛

其藩取締地の内一橋・田安元領地攝津有馬・豊島郡一村限り高帳早急當司農方へ可被差出、此段相違候、以上

(参照)

明治元年七月二十二日兵庫司農局達 九鬼長門守殿役人中宛

田安中納言先般藩屏之列に被仰付、舊領如故被仰付候に付ては、舊領可引渡旨辨事役所より申越候に付、其段有馬郡村々へ相違候間、爲心得相違候、以上

(同)

明治元年七月兵庫縣達

鳴坂淡路守（兼）

森 越後守（兼）

右者先般播磨國一橋・田安領、松平肥後元役知、其外取締之儀兩藩へ被仰付置候處、田安中納言儀藩屏之列被仰付舊領如故被仰付候に付、中納言より懇願之趣有之候處、舊領可引渡旨當縣へ被仰渡候に付、此段御達候、尤同人家來差同候間諸事可引渡事

届 書

和泉國大鳥郡三十ヶ村

右は今般從朝廷田安舊領知安堵之御沙汰被仰渡候に付、右領地當時御預り岡部筑前守方へ引合、一昨三日受取申候、依之御届申上候、以上

辰八月四日

堺縣御役所

田安中納言内

岡田正平

### 第六節 和泉國に於ける管地を堺縣に交付す

越えて六月二十二日堺縣を置かれ、和泉一國を管せしめられたるを以て、本府の管地にして其の和泉國にあるものは總て同縣管轄に轉す。蓋し是れより先、大阪裁判所の開廳せらるゝに、堺車之町字殿馬場なる舊幕府堺町奉行公廨に一廳を設け、大阪裁判所調役及び手代數名を派遣して訴訟を受理せしめ、閏四月十二日衙名を定めて堺役所と稱し、五月二日大阪裁判所の改よりて大阪府となるに及び、權判事小河瀨右衛門を大阪府判事に任じて同役所に居らしめ、六月八日（二十日に作る）更に和泉國に於ける管地を擧げて同役所の支配に屬せしめ、同月十五日之が引渡を爲し、同日以後は同役所をして専ら之を支配せしめられしが、此に至りて特立せしめらる。之れが爲め本府管地は和泉國に於ける堺市街地及び其の郡村石高貳萬壹千參百參拾參石壹斗四升壹合を減じて、河内國及び攝津國八郡の内なる拾九萬貳千八百六拾八石四斗壹升五合七勺參才となる。

堺市街地 一圓

和泉國 貳萬壹千參百參拾參石壹斗四升壹合



大 鳥 郡 壹萬參千八百五拾八石壹斗四升貳合七勺  
 和 泉 郡 壹千壹百五拾貳石貳斗貳升七合壹勺  
 南 郡 參千參百六拾六石八斗貳升參合貳勺  
 日 根 郡 貳千九百五拾五石九斗四升八合

村別は第四章第一節に記載するを以て略す、

第七節 舊代官小堀數馬・同多羅尾織之助・同木村宗右衛門の支配地を収む

堺縣の設置せられしと同時に、舊代官小堀數馬・同多羅尾織之助・同木村宗右衛門支配地に於ける其の當分預けを解きて、之を本府の支配に屬せしめられしかば、本府は同月二十四日旨を三人に傳へ、同月二十七日地所の收受を終へ、其の七萬六千五百七拾貳石五斗參升七合參勺參才を收む。依て本府の管地は貳拾六萬九千四百四拾石九斗五升參合六才となる。

舊代官小堀數馬支配地 壹萬八千六百八石六斗六升參勺六才  
 攝津國 壹千九百五拾參石六斗七升  
 島下郡 壹千九百五拾參石六斗七升

鮎川村 參百八拾參石八斗九升五合  
 上野村 壹百七拾九石七斗參升九合  
 下中條村 貳百壹石壹斗六升八合  
 吹田村 壹千壹百八拾八石八斗六升八合  
 河内國 壹萬六千六百五拾四石九斗九升參勺六才  
 石川郡 壹千七百七拾六石壹斗參升六合  
 毛人谷村 六百八拾石貳斗壹升貳合  
 北大伴村 五百八拾貳石五斗壹升九合  
 南大伴村 貳百五拾四石八斗四升參合  
 板持村 貳百五拾八石六斗八升貳合  
 錦部郡 壹千貳拾四石壹升壹合  
 伏山新田 壹百貳拾八石參升貳合  
 甲田村 貳百九石九斗八升八合  
 西代村 四百貳拾七石參斗七升  
 三日市村 貳百五拾八石六斗貳升壹合



河

河内郡 貳千九百八拾七石六斗參升參勺五才  
 四條村 拾貳石六斗九升四合  
 額田村 五百貳拾壹石七斗四升九合參勺五才  
 芝村 五百拾四石五斗貳升八合  
 水走村 七百五拾石六斗六升參合  
 布市村 貳百拾壹石貳斗六升九合  
 善根寺村 四百貳拾六石九升四合  
 日下村 五百五拾石六斗參升參合  
 若江郡 七千八百九拾七石九斗參升壹才  
 近江堂村 四百六拾石八升五合  
 友井村 參百八拾四石九斗六升參合五勺壹才  
 小若江村 五百貳拾四石七斗九升六合  
 中田村 貳百四拾石七斗  
 東弓削村 貳百七石九斗六升壹合  
 西郷村 八百八拾六石參斗四升貳合

讚

良郡 貳千九百六拾九石貳斗八升參合  
 御供田村 貳百八拾貳石六斗壹升七合  
 龍間村 五拾六石七斗壹升  
 三箇村 六百四拾九石八升壹合